

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

### 【設置の趣旨・目的等】

1. 本課程の設置の趣旨や養成する人材像、3つのポリシー等について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
  - （1）本課程の設置の必要性として、「修士課程では、（中略）研究の基礎能力は修得するが研究指導力の修得に至っていない」ことを挙げているが、別途示されている本課程の「教育理念・目的」や「教育目標」等がそれを踏まえたものとは見受けられない。また、本課程の設置の必要性と、本研究科の理念に掲げる「地域の保健医療 福祉における諸課題の解決」との関係も判然としない。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - （2）「教育目標」に掲げる本課程において養成する人材像について、本課程の教育研究の中心に掲げる「実践開発看護学」の定義が不明確であり、特に「開発」の意図するところが判然としないため、その妥当性を判断することができない。また、本学大学院修士課程において養成する人材像との違いも判然としない。（是正事項）・・・・・・・・・・ 2
  - （3）ディプロマ・ポリシーについて、（2）のとおり、「教育目標」に掲げる養成する人材像の妥当性に疑義があるため、その妥当性を判断することはできないが、本課程における学修内容、すなわち学位授与までの教育プロセスを示したものにも見受けられ、また、「教育目標」に掲げる養成する人材像との整合性も判然としない。さらに、「実践開発看護学」の定義が不明確であるものの、本課程の「教育 理念・目的」にある「看護実践指導者」が有すべき能力等との関係も明確ではなく、どのような力を身に付けた者に修了を認定し学位を授与するのかを定める基本的な方針としての妥当性に疑義がある。（是正事項）・・ 3
  - （4）カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられない。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - （5）（1）～（4）への対応を踏まえて、本課程の設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー等が整合することを明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 6

### 【教育課程等】

2. 学位論文に係る審査体制について、予備審査と学位論文審査の具体的な審査内容や、学位論文審査における副論文の位置付けが不明確であるため、明確に説明すること。（是正事項）・・ 1 8
3. 学位論文について、「原則として学位を授与された日から1年以内に主指導教員の指導のもと、関連分野の学術雑誌に原著論文として投稿し、公開する」こととしているが、例えば、学位取得後も引き続き主指導教員の指導を受けることを前提としているなど、その

妥当性に疑義がある。このため学位論文の公表方法について、より具体的に説明すること。  
(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

**【入学者選抜】**

4. 入学者選抜について、「入学試験は『英語』の学力テスト、研究計画 についての『口述試験』、修士論文等により総合的に判断する」旨の説明があるが、以下に例示する点を踏まえ、アドミッション・ポリシーに掲げる能力等を適切に測ることができる方法であることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (1) 入学試験において英語の学力テストを課すこととしているが、アドミッション・ポリシーには関連する内容が見受けられない。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- (2) 修士課程において課題研究を選択した場合に、修士論文に代えてどのように評価されるのか明確でない。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

**【教員組織】**

5. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

**【その他】**

6. 長期履修制度を活用した場合の修業年限について、標準修業年限よりも 1 年延長した 4 年としているが、例えば、修士課程を修了して専門看護師として臨床で活躍する者など、本課程で受入れを想定している社会人がより就学しやすい環境を構築することに寄与するため、より長期の設定も検討することが望ましい。(改善事項)・・・・・・・・・・・・ 5 2
7. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第一百七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻(D)

1.【設置の趣旨・目的等】

本課程の設置の趣旨や養成する人材像、3つのポリシー等について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 本課程の設置の必要性として、「修士課程では、(中略)研究の基礎能力は修得するが研究指導力の修得に至っていない」ことを挙げているが、別途示されている本課程の「教育理念・目的」や「教育目標」等がそれを踏まえたものとは見受けられない。また、本課程の設置の必要性と、本研究科の理念に掲げる「地域の保健医療福祉における諸課題の解決」との関係も判然としない。

(2) 「教育目標」に掲げる本課程において養成する人材像について、本課程の教育研究の中心に掲げる「実践開発看護学」の定義が不明確であり、特に「開発」の意図するところが判然としないため、その妥当性を判断することができない。また、本学大学院修士課程において養成する人材像との違いも判然としない。

(3) ディプロマ・ポリシーについて、(2)のとおり、「教育目標」に掲げる養成する人材像の妥当性に疑義があるため、その妥当性を判断することはできないが、本課程における学修内容、すなわち学位授与までの教育プロセスを示したのものにも見受けられ、また、「教育目標」に掲げる養成する人材像との整合性も判然としない。さらに、「実践開発看護学」の定義が不明確であるものの、本課程の「教育理念・目的」にある「看護実践指導者」が有すべき能力等との関係も明確ではなく、どのような力を身に付けた者に修了を認定し学位を授与するのかを定める基本的な方針としての妥当性に疑義がある。

(4) カリキュラム・ポリシーに学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられない。

(5) (1)～(4)への対応を踏まえて、本課程の設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー等が整合することを明確に説明すること。

(対応)

(1)に対して

本学看護学研究科においては、地域の保健医療福祉における諸課題の解決をめざし、看護実践・教育・研究者として活躍する人材の育成を行い、看護学の発展に貢献することを理念に掲げて、修士課程の教育・研究を行ってまいりました。これまで修士課程において輩出した人材は、質の高い看護実践能力と研究の基礎的能力を有し、臨床や地域の看護実践の場においてその能力を発揮し、看護職のリーダーとして、地域の保健医療福祉における諸課題の解決のために一定の役割を果たしてきました。

しかし、福島が抱える諸課題は、高齢化、健康指標の悪化、人々の生活や健康を支える社会資源

の脆弱さなど他県にも共通するものでもありますが、全国 3 番目の県土の広さがあり、浜通り・中通り・会津という文化や習慣が異なる 3 地域を抱え、それぞれの地域特性も相まって、東日本大震災から 10 年を経てもなお複雑で複合的な様相を呈しています。既設の修士課程を修了した人材を輩出するだけでは研究科の理念に掲げるこれら諸課題の解決を図ることは困難と考えました。

福島が現在抱える地域の保健医療福祉の課題解決には、既存のケアやケアを提供するしくみ（ケアシステム）の良いところは活かしながらも、そこにとどまらず、人々の健康問題に直接的に働きかける良質なケアと、その良質なケアを適時適切に必要な人々に提供できるシステムを新たに構築することが必要となります。そのためには、人々のニーズに応える独創的なケアおよびケアシステムを創造し、検証し、定着を図る看護研究を自立して行う能力を備えた人材を育成する必要があります。さらにこの研究力を備えた人材は、教育・研究・実践いずれの場においても、看護実践の質向上のために研究活動の推進と看護実践への還元とその指導力を発揮する人材となります。つまり、看護系大学等の教育の場にあっては、研究活動の推進と看護実践への還元を基盤に、その能力をもって質の高い看護実践を行う看護職を教育する者として、また病院・施設等の実践の場にあっては、研究活動の推進と実践への還元を指導・牽引できる看護実践指導者として活躍することを期待するものです。そのために、本学看護学研究科に博士後期課程を設置したいと考えました。このことは、本学看護学研究科の理念に掲げた目的を達成するものであります。

また、人々のニーズに応える新規性の高い独創的なケアと、それらを適時適切に人々に届けるケアシステムを創造し、その有効性を検証し、応用・発展させる方法論について教育・研究する看護学を「実践開発看護学」と定義し、博士後期課程の領域名としました。「開発」とは、質の高い看護実践（ケアおよびケアのシステム化）を創造し、その有効性を検証して、人々の生活と健康の質向上に貢献できる状態にすることを意図しています。

博士後期課程においては、複雑多様化する人々のニーズに応えるケア開発及びケアシステム開発の方法論を考究する「実践開発看護学」の構築および発展に資する独創的な看護研究を自立して行い、看護実践の質の向上を図り、人々が住み慣れた地域で生を全うすることに寄り添い貢献できる看護教育・研究者の育成と、研究指導力を発揮して看護実践の場における看護研究の取り組みを推進し、看護実践の変革を牽引できる看護実践指導者の育成を目的とします。

そのため、教育目標は、前期課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究力・研究指導力を備え、①看護系大学等の教育・研究機関において、複雑多様な人々のニーズに応えるケアやケアシステム開発の方法論を考究し、その体系化と発展に寄与する研究を自立して行い、その研究成果を看護実践に還元できる研究者で、その研究成果や研究指導力を以って質の高い看護学教育を展開できる看護教育・研究者を育成する、②病院や施設等の看護実践の場で、研究活動を自立して行うとともに、組織における研究活動や看護系大学等教育・研究機関との共同研究を推進し、その成果を看護実践に還元することを牽引できる指導者（看護実践指導者）を育成する、としました。

## (2) に対して

(1) で述べたように、「実践開発看護学」は、人々のニーズに応える新規性の高い独創的なケアと、それらを適時適切に人々に届けるケアシステムを創造し、その有効性を検証し、応用・発展させる方法論について教育・研究することを目的とする看護学と位置付けました。ケアもケアシステムも創

り出すだけでは人々の生活や健康の質向上に貢献できるとはいえません。福島が抱えるような地域の保健医療福祉の諸課題の解決につながるケアやケアシステムであるためには、単に新たなものを創り出すだけでなく、そのケアやケアシステムの効果を検証し、改善して、人々の生活と健康の質向上に貢献できる状態に仕上げる必要があります。実践看護学ではなく、「開発」という言葉を入れた意味は、質の高い看護実践を創造し、その有効性を検証して、人々の生活と健康の質向上に貢献できる状態にすることが、地域の諸課題の解決につながる真の「開発」と考えたからです。実践開発看護学は、そのための研究を行う学問分野であり、博士後期課程においては、その研究に取り組み、方法論を修得して自身の研究力を向上させるとともに、他者に対する研究指導力を備えて、修了後それぞれの場での研究活動が推進されるよう研究指導力を発揮する人材を輩出することを意図しています。(資料28)

修士課程で養成する人材と博士後期課程で養成する人材の違いについてですが、修士課程(博士前期課程)で育成する人材像は、高い倫理観と高度な看護実践能力、看護実践・教育・研究に取り組む基礎的能力を修得して、看護実践・教育・研究の場において地域に貢献できる人材としており、これまでに輩出した人材は、臨床や地域の看護実践の場においてその能力を発揮し、看護職のリーダーとして、地域の保健医療福祉における諸課題の解決のために一定の役割を果たしてきました。しかし、自立して看護研究を行える研究力の修得が十分ではないため、自身の研究活動の遂行だけでなく、指導者として看護職者の研究活動を支援・指導するに十分な人材とは言い難い現状でした。

博士後期課程で育成する人材は、前期課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、自立して行える研究力および研究指導力を備え、看護実践・教育・研究の場において、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究の推進を図り、その成果を看護実践に還元することを牽引でき、看護実践の質の向上と、人々の生命と暮らしの安寧に寄与できる人材と考えております。

### (3) に対して

(1)(2)で述べたように、本学看護学研究科博士後期課程の教育目標を、前期課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究力・研究指導力を備え、①看護系大学等の教育・研究機関において、複雑多様な人々のニーズに応えるケアやケアシステム開発の方法論を考究し、その体系化と発展に寄与する研究を自立して行い、その研究成果を看護実践に還元できる研究者で、その研究成果や研究指導力を以って質の高い看護学教育を展開できる看護教育・研究者を育成する、②病院や施設等の看護実践の場で、研究活動を自立して行うとともに、組織における研究活動や看護系大学等教育・研究機関との共同研究を推進し、その成果を看護実践に還元することを牽引できる指導者(看護実践指導者)を育成する、としました。

看護教育・研究者、看護実践指導者という人材の育成を教育目標とした理由を以下に述べます。

まずは、大学で(本学で)教育・研究に携わる教員の確保・育成が必要と考えました。県内の看護系大学は本学1、私学1の2校のみで、北海道・東北地方で博士後期課程を有しない県は福島県だけです。このままでは、大学において看護教育・研究に携わる教員が枯渇します。枯渇はしないまでも、福島医大における看護学教育・研究の継続性に支障をきたすと考えられます。このことは、

優秀な看護職を地域に送り出すことができないという新たな問題を生むことにつながるだけでなく、福島県の諸課題の解決に貢献するケア開発、ケアシステム開発の研究活動に取り組む人材の輩出を遅らせ、その成果の社会への還元を滞らせることとなります。本学はこれまで既設の修士課程において、質の高い看護実践力と看護研究の基礎的能力を有し、指導者としてリーダーシップを発揮する人材を輩出してきましたが、博士後期課程を設置することによって、研究力と研究指導力の向上を図り、より優れた教育者・研究者の確保を図る必要があると考えました。

また、病院や施設等臨床の場で、看護職者の研究力を底上げし、研究活動への取り組みを支援・指導する立場にある看護師の育成を図る人材の確保が必要と考えました。これまで修士課程で育成した人材は、日常の看護実践の助言指導、研究支援はできていましたが、日常の看護実践を根本から見直し新たなものを創り出すことやそのために必要な研究に取り組めるよう他の看護職者を指導する能力の不足が課題となっていました。看護職者が、看護の対象となる人々の健康課題や看護実践上の課題を明らかにし、既存の看護実践の改善にとどまらずに、必要なケアやケアシステムを開発するための研究に取り組む、成果を日常の看護実践に還元できるように支援する指導者（博士前期課程修了レベルの実務指導者、middle manager）を育成し、病院や施設等における研究活動と看護実践の両輪が連動するように組織のありようを変革し、体系化するなどの役割を担う人材が必要です。この役割を担う人材を「看護実践指導者」と位置付け、博士後期課程で育成しようと考えました。

すなわち、本学看護学研究科博士後期課程で養成する人材像は、前期課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究力・研究指導力を備え、①看護系大学等の教育・研究機関において、複雑多様な人々のニーズに応えるケアやケアシステム開発の方法論を考究し、その体系化と発展に寄与する研究を自立して行い、その研究成果を看護実践に還元できる研究者で、その研究成果や研究指導力を以って質の高い看護学教育を展開できる看護教育・研究者、②病院や施設等の看護実践の場で、研究活動を自立して行うとともに、組織における研究活動や看護系大学等教育・研究機関との共同研究を推進し、その成果を看護実践に還元することを牽引できる指導者、としました。

以上のことから、ディプロマ・ポリシーを以下のとおりとしました。以下の能力を備えることによって、博士後期課程がめざす人材の輩出につながるものと考えます。

#### 【ディプロマ・ポリシー（DP）】

- (1) 人々のニーズに応えるケアおよびケアシステム開発を志向した新規性の高い独創的な看護研究の基盤となる知識や方法論を修得している（DP1）。
- (2) 実践開発看護学の体系化と発展に寄与する看護研究を自立して計画、遂行し、看護実践に還元できる研究力と研究指導力を修得している（DP2）。
- (3) 高度な看護実践力と研究力・研究指導力を基盤に、看護教育・研究者、あるいは看護実践指導者として、研究活動の組織的な取り組みを推進し、看護実践に還元、その変革を指導・牽引できる能力を修得している（DP3）。

なお、DPに記載した能力を修得するためのカリキュラム・ポリシーを以下のとおりとしました。

#### 【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）】

教育課程は、実践開発看護学の基盤を培う「専門科目」、研究テーマに関連する見識を支持する「選択科目」、学位論文に取り組む「特別研究科目」の3つの科目群で構成する。

(1) 人々のニーズに応えるケアおよびケアシステム開発の看護実践上の意義、その方法論について学修する(CP1)。

必修専門講義科目として、「ケア開発看護学特講」「ケアシステム開発看護学特講」を設定する。この2科目から実践開発看護学の基盤となるケア開発・システム開発に関する知識・理解を深めることにより主としてDP1の能力の修得をめざす。

(2) 看護実践上の課題を明確にし、課題解決のためのケアおよびケアシステム開発につながる研究課題および方法論を探究する(CP2)。

必修専門演習科目として「実践開発看護学演習」を設定する。この科目からケア開発・ケアシステム開発に関する知識の臨床への適応・応用を学修することにより主としてDP2の能力の修得をめざす。

(3) 看護現象と看護理論を吟味し、科学的な知見を理論へと発展させ、看護実践に応用できる方法を学修する(CP3)。

必修専門講義科目として「看護研究特講」を設定する。この科目においては、ケア開発・ケアシステム開発につながる新規性の高い独創的な看護研究を遂行し、実践開発看護学の体系化に貢献する基盤となる看護研究方法を学修し、主としてDP2の能力の修得をめざす。

(4) 看護実践上の課題の明確化、研究課題および研究方法論の構築を多彩的な視点から深化させる(CP4)。

選択講義科目として「看護人材育成論特講」「看護心理学特講」「看護病態学特講」を設定する。選択した科目の学修より研究課題に関連する領域の見識を深化させることで主としてDP1の能力の修得をめざす。

(5) 人々のニーズに応える新規性のある独創的なケアおよびケアシステムを考究し、看護実践の場に適用させ、その成果の検証を通して、地域の保健医療福祉の課題解決ならびに人々のQOLの向上に寄与できる研究を学位論文として産出する(CP5)。

必修特別研究科目として「実践開発看護学特別研究」を設定する。この科目において研究の着想から論文化まで一連の課程を学修することで主としてDP3の能力の修得をめざす。

また、本学看護学研究科博士後期課程で養成する人材は、ケアおよびケアシステムの開発に資する看護研究の遂行能力、指導力をもち、看護実践・教育・研究の場で新規性の高い独創的な看護研究に自ら取り組むだけでなく組織的な研究活動の推進をも図り、研究並びにその成果の看護実践への還元のための人材育成を担う看護教育・研究者、看護実践指導者であることから、アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)は、その意欲と基盤となる知識・能力を備えた人材を求めることとし、以下のとおりとしました。

【アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)】

- (1) 社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識を有する人
- (2) 基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲を有する人
- (3) 国内外の文献を読み解く語学力と読解力を有し、グローバルな視点から課題を分析する能力を有する人

- (4) 看護教育・研究者、看護実践指導者としてコミュニケーション能力、論理的思考力を有する人
- (5) 博士後期課程修了後、看護教育・研究者、看護実践指導者として保健医療福祉の変革を牽引する意思のある人

(4) に対して

以下の内容を、カリキュラム・ポリシーに関する説明に追記しました。

【アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）】

教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（研究科）、科目レベル（授業・科目）の3段階で学修成果を評価する（表1）。

(1) 機関レベル

研究計画書、進級率、休学率、退学率、学生生活実態調査、学位論文、学位授与数、志望進路に対する就職率等から、大学院での学修成果の達成状況を評価する。検証結果は、本学大学院の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用する。

(2) 教育課程レベル

研究計画書、進級率、休学率、退学率、修了要件の達成状況、単位取得状況等から、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を評価する。

(3) 科目レベル

シラバスに提示された授業科目の目的や到達目標の達成状況（試験、単位認定）、授業評価の結果等から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

表1

	入学前・直後	在学中	修了時
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・出願書類の記載事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画書</li> <li>・進級率</li> <li>・休学率</li> <li>・退学率</li> <li>・学生生活実態調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位論文</li> <li>・学位授与数</li> <li>・就職率</li> </ul>
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・出願書類の記載事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画書</li> <li>・進級率</li> <li>・休学率</li> <li>・退学率</li> <li>・単位取得状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位論文</li> <li>・修了要件達成状況</li> <li>・修了認定</li> <li>・修了時アンケート</li> </ul>
科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学試験</li> <li>・出願書類の記載事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位認定</li> <li>・試験</li> <li>・授業評価</li> </ul>	—

(5) に対して

本学が、大学院看護学研究科に博士後期課程を設置したいと考えた理由は、本県において複雑で多様化している地域の保健医療福祉の諸課題の解決のためには、人々のニーズに応えるケア

を新たに創り出すこと(ケア開発)と、良質なケアを適時適切に、かつ長期にわたり継続的に提供できるケアシステムを構築すること(ケアシステム開発)が必要であり、これを実践する人材には、修士課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、博士後期課程において、ケアおよびケアシステム開発に必要な知識や方法論、現象と理論を吟味し看護研究に応用・実践できる研究力・研究指導力の修得が必要であると考えたからです。

博士後期課程では、看護学研究科が理念として掲げている「地域の保健医療福祉における諸課題の解決をめざし、看護実践・教育・研究者として活躍する人材の育成を行い、看護学の発展に貢献する」ことを実現するために、前期課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究力・研究指導力を備え、①看護系大学等の教育・研究機関において、複雑多様な人々のニーズに応えるケアやケアシステム開発の方法論を考究し、その体系化と発展に寄与する研究を自立して行い、その研究成果を看護実践に還元できる研究者で、その研究成果や研究指導力を以って質の高い看護学教育を展開できる看護教育・研究者、②病院や施設等の看護実践の場で、研究活動を自立して行うとともに、組織における研究活動や看護系大学等教育・研究機関との共同研究を推進し、その成果を看護実践に還元することを牽引できる指導者(看護実践指導者)、の育成をめざします。

そのため、ディプロマ・ポリシーとして、ケアおよびケアシステム開発を志向した新規性の高い独創的な看護研究の基盤となる知識や方法論(DP1)、実践開発看護学の体系化と発展に寄与する看護研究を自立して計画、遂行し、看護実践に還元できる研究力と研究指導力(DP2)、高度な看護実践力と研究力・研究指導力を基盤に、看護教育・研究者、あるいは看護実践指導者として、研究活動の組織的な取り組みを推進し、看護実践に還元、その変革を指導・牽引できる能力(DP3)を修得していることを掲げ、学位授与の方針といたしました。

そして、これらの能力を修得するためには、実践開発看護学の基盤となるケアおよびケアシステム開発に関する知識・方法論の学修(CP1、2)、看護現象と看護理論を吟味し、科学的な知見により看護実践に応用する研究方法論の学修(CP3)、看護実践上の課題を研究課題としてとらえなおし(CP2、4)、新規性のある独創的なケアおよびケアシステムを考究し、看護実践の場に適用させ、成果の検証を研究活動として行い、学位論文として産出する(CP5)ことをカリキュラム・ポリシーとして教育課程の編成を行いました。

また、博士後期課程で養成する人材は、ケアおよびケアシステムの開発に資する看護研究の遂行能力、指導力をもち、看護実践・教育・研究の場で新規性の高い独創的な看護研究に自ら取り組むだけでなく組織的な研究活動の推進をも図り、研究並びにその成果の看護実践への還元のための人材育成を担う看護教育・研究者、看護実践指導者であることから、入学を希望する者には、その意欲や意思をもち、コミュニケーション能力や論理的思考力を有し、基盤となる看護学の専門知識、研究の基礎的能力を備えた人材であることを求め、アドミッション・ポリシーといたしました。

(1)～(5)への対応をふまえ、設置の趣旨を記載した書類に説明を加えるなど以下のとおり修正を行いました。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(3頁～5頁、9頁～11頁、22頁～23頁)

新	旧
<p>3～5頁</p> <p>2.設置の必要性および理由</p> <p>本学研究科博士後期課程設置により、育成したい人材は以下の1)2)のとおりである。</p> <p>1) 高度な専門知識を基盤にした質の高い看護実践を開発し、看護実践の質向上に貢献する看護系大学の看護教育・研究者</p> <p>看護学部では「質の高い看護の専門性を携えた人材」、看護学研究科修士課程では「看護の実践・教育・研究の場で活躍できる高度な専門知識、技術、実践能力を有する人材」を育成し、卒業生・修了生の多くが福島県内外の保健医療福祉に貢献してきた。この間に看護系大学は、63校(平成10年度)から274校(令和2年5月文部科学省)に急増し、修士課程(博士前期課程)188校、博士後期課程107校が設置されている。東北6県をみると、看護系大学は19校、そのうち10校に修士課程(博士前期課程)が設置され、本学を除く9校では博士後期課程も設置している【資料10】。看護系大学の教員は、質の高い看護実践力および優れた看護教育・研究力を備えていることが必須である(大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会 第一次報告 2019年12月)が、博士後期課程未設置の福島県において教員の育成は県外の看護系大学院や他専門分野の大学院に頼らざるを得ない状況にある。博士後期課程進学を希望する学部卒業生・修士課程修了生の多くが県外の看護系大学院に進学し、その地に定着する傾向にあることから、母校の教育・研究に携わる人材として戻ってくるのが少なく、将来的に教員の教育・研究の質を担保することが困難な状況にあるといわざるを得ない。このことは、優秀な看護職を地域に送り出すことができないという新たな問題を生むことにつながるだけでなく、福島県の諸課題の解決に貢献するケア開発、ケアシステム開発の研究活動に取り組む人材の輩出を遅らせ、その成果の社会への還元を滞らせることになる。加えて、福島県においては平成29年に県内2校目となる看護学部</p>	<p>3～5頁</p> <p>2.設置の必要性および理由</p> <hr/> <p>1) 高度な専門知識を基盤にした質の高い看護実践を開発し、看護実践の質向上に貢献する看護教育・研究者の育成</p> <p>看護学部では「質の高い看護の専門性を携えた人材」、看護学研究科修士課程では「看護の実践・教育・研究の場で活躍できる高度な専門知識、技術、実践能力を有する人材」を育成し、卒業生・修了生の多くが福島県内外の保健医療福祉に貢献してきた。この間に看護系大学は、63校(平成10年度)から274校(令和2年5月文部科学省)に急増し、修士課程(博士前期課程)188校、博士後期課程107校が設置されている。東北6県をみると、看護系大学は19校、そのうち10校に修士課程(博士前期課程)が設置され、本学を除く9校では博士後期課程も設置している【資料10】。看護系大学の教員は、質の高い看護実践力および優れた看護教育・研究力を備えていることが必須である(大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会 第一次報告 2019年12月)が、博士後期課程未設置の福島県において教員の育成は県外の看護系大学院や他専門分野の大学院に頼らざるを得ない状況にある。博士後期課程進学を希望する学部卒業生・修士課程修了生の多くが県外の看護系大学院に進学し、その地に定着する傾向にあることから、母校の教育・研究に携わる人材として戻ってくるのが少なく、将来的に教員の教育・研究の質を担保することが困難な状況にあるといわざるを得ない。</p> <hr/> <p>加えて、福島県においては平成29年に県内2校目となる看護学部</p>

<p>が四年制大学に設置されたことから、福島県内においても大学教員の質向上が一層重要となっている。</p>	<p>が四年制大学に設置されたことから、福島県内においても大学教員の質向上が一層重要となっている。</p>
<p>本学はこれまで既設の修士課程において、質の高い看護実践力と看護研究の基礎的能力を有し、指導者としてリーダーシップを発揮する人材を輩出してきたが、本研究科に博士後期課程を設置し、高度な専門知識を基盤にした質の高い看護実践の開発や臨床の看護実践の質向上に貢献するケアの開発やケアシステムを構築できる研究力と研究指導力の向上を図り、より優れた教育者・研究者の確保を図る必要があると考える。</p>	<p>したがって、本研究科に博士後期課程を設置し、高度な専門知識を基盤にした質の高い看護実践の開発や臨床の看護実践の質向上に貢献するケアの開発やケアシステムを構築できる看護実践教育・研究者を育成することは急務である。</p>
<p>2) 看護実践の変革を看護研究の視点から支援・牽引し、病院や施設等の看護実践の場で、看護職者の研究力を底上げし、研究活動への取り組みを支援・指導する立場にある看護師の育成を図る看護実践指導者</p>	<p>2) 看護実践の変革を看護研究の視点から支援・牽引できる</p> <p>看護実践指導者の育成</p>
<p>福島県内の看護管理者を対象とした博士後期課程設置に向けた意向調査【資料 11】では、看護学博士に期待する能力として「所属施設・部署内での研究活動を牽引・指導できる能力」「看護職の人材育成について企画策定・実践・評価できる能力」をあげる看護管理者が多かった。</p>	<p>福島県内の看護管理者を対象とした博士後期課程設置に向けた意向調査【資料 11】では、看護学博士に期待する能力として「所属施設・部署内での研究活動を牽引・指導できる能力」「看護職の人材育成について企画策定・実践・評価できる能力」をあげる看護管理者が多かった。</p>
<p>研究活動を牽引・指導できる人材を望む意見は、看護学部への研究指導・支援の依頼件数からも実感するものである。看護研究は、単発や短期間の座学研修会等により修得できるものではなく、研究の着想から計画立案、実施、分析、論文文化まで一連の過程の随所で支援が必要となる。臨床看護職が着想した新たなケアを看護研究の手法に基づき、エビデンスのあるケアとして検証していくためには、臨床において研究を支援・牽引できる看護実践指導者が必要である。</p>	<p>研究活動を牽引・指導できる人材を望む意見は、看護学部への研究指導・支援の依頼件数からも実感するものである。看護研究は、単発や短期間の座学研修会等により修得できるものではなく、研究の着想から計画立案、実施、分析、論文文化まで一連の過程の随所で支援が必要となる。臨床看護職が着想した新たなケアを看護研究の手法に基づき、エビデンスのあるケアとして検証していくためには、臨床において研究を支援・牽引できる看護実践指導者が必要である。</p>
<p>修士課程では、看護学の発展に寄与する実践・教育・研究に取り組むための基礎的能力と、専門分野の課題を探求できる能力(実態把握・現状分析)の修得を目指しており【資料 12】、研究の基礎能力は修得するが研究指導力の修得には至っていないと考える。現に、看護学研究科修了生の中には、看護管理者や教育担当の責任者として研究指導を担う者も複数いるが、研究支援という職責としては自律していても、研</p>	<p>修士課程では、看護学の発展に寄与する実践・教育・研究に取り組むための基礎的能力と、専門分野の課題を探求できる能力(実態把握・現状分析)の修得を目指しており【資料 12】、研究の基礎能力は修得するが研究指導力の修得には至っていないと考える。現に、看護学研究科修了生の中には、看護管理者や教育担当の責任者として研究指導を担う者も複数いるが、研究支援という職責としては自律していても、研</p>

<p> <u>究実践という側面では本研究科と橋渡しのな立場で携わっている者も多く、看護実践の変革を看護研究の視点から支援・牽引できる看護実践指導者として自立しているとは言い難い現状にある。看護職者が、看護の対象となる人々の健康課題や看護実践上の課題を明らかにし、既存の看護実践の改善にとどまらずに、必要なケアやケアシステムを開発するための研究に取り組み、成果を日常の看護実践に還元できるように支援する指導者（博士前期課程修了レベルの実務指導者、middle manager）を育成し、病院や施設等における研究活動と看護実践の両輪が連動するように組織のありようを変革し、体系化するなどの役割を担う人材が必要であると</u>考え、この役割を担う人材を「<u>看護実践指導者</u>」と位置付け、博士後期課程で育成したい。  <u>また、看護の対象となる健康問題や療養継続上の課題は複雑化・多様化の一途を辿っている。このような現状において、新たなケアの開発と検証、限られた社会資源や脆弱化した地域において地域の保健医療福祉の課題解決を図るケアシステムを構築するための看護研究を推進するには、臨床の場において、研究指導者の指導ができる人材</u> </p>	<p> <u>究実践という側面では本研究科と橋渡しのな立場で携わっている者も多く、看護実践の変革を看護研究の視点から支援・牽引できる看護実践指導者として自立しているとは言い難い現状にある。</u> </p>
<p> <u>また、看護の対象となる健康問題や療養継続上の課題は複雑化・多様化の一途を辿っている。このような現状において、新たなケアの開発と検証、限られた社会資源や脆弱化した地域において地域の保健医療福祉の課題解決を図るケアシステムを構築するための看護研究を推進するには、臨床の場において、研究指導者の指導ができる人材</u> </p> <p> <u>の育成が急務であり、臨床からの要望も高い【資料13】。博士後期課程で育成する看護実践指導者は、</u> </p> <p> <u>看護実践の資</u> </p> <p> <u>の向上のために、それらの活動が円滑に実践として必要とする人々に提供できるように、組織内の様々な部署や多職種に働きかけ調整する能力を有する人材となる。</u> </p> <p> <u>以上のように、本学看護学研究科博士後期課程で養成する人材像は、高度な看護実践能力を基盤に、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究力・研究指導力を備え、①看護系大学等の教育・研究機関において、複雑多様な人々のニーズに応えるケアやケアシステム開発の方法論を考究し、その体系化と発展に寄与する研究を自立して行い、その研究成果を看護実践に還元できる研究者で、その研究成果や研究指導力を以って質の高い看護学教育を展開できる看護教育・研究者、②</u> </p>	<p> <u>看護の対象となる健康問題や療養継続上の課題は複雑化・多様化の一途を辿っている。このような現状において、新たなケアの開発と検証、限られた社会資源や脆弱化した地域において</u> </p> <p> <u>ケアシステムを構築するための看護研究を推進するには、臨床の場において研究指導</u> </p> <p> <u>ができる</u> </p> <p> <u>看護実践指導者の育成が急務であり、臨床からの要望も高い【資料13】。</u> </p> <p> <u>また、新たな看護研究の成果を臨床に還元し、質の高い看護実践として療養者や家族および地域住民が享受できるようになるためには、個人だけの活動では限界がある。看護実践の資質の向上には</u> </p> <p> <u>、それらの活動が円滑に実践として必要とする人々に提供できるように、組織内の様々な部署や多職種に働きかけ調整する能力を有する看護実践指導者の育成も必要と考える。</u> </p>

病院や施設等の看護実践の場で、研究活動を自立して行うとともに、組織内外の研究活動を推進し、その成果を看護実践に還元することを指導・牽引できる看護実践指導者、である。

### 3.設置する領域(実践開発看護学)の考え方

本研究科に博士後期課程を設置し、「実践開発看護学領域」を置く。これは、修士課程における8つの看護専門領域の共通概念である“看護実践”の発展・深化を意図したものである。「実践開発看護学」とは、人々のニーズに応える新規性の高い独創的なケアと、それらを適時適切に人々に届けるケアシステムを創造し、その有効性を検証し、応用・発展させる方法論について教育・研究することを目的とする看護学と定義し、博士後期課程の実践開発看護学領域においては、複雑化・多様化する健康問題の解決に資する独創的で質の高い看護実践を開発するとともに、住み慣れた地域で生活したいと願う住民や保健医療福祉資源の偏在を抱える地域の健康問題解決をめざし、多職種連携も含む継続した看護実践のシステム形成を図る能力を有する看護教育・研究者および看護実践指導者の育成を目指す。

実践の科学である看護学は、対象者を全人的にとらえる視点と知識、それらを科学的根拠に基づきアセスメントし、個別性を考慮したケアを立案し、その実践と評価を総じて学となる。また、新たに開発されたケアを普及・定着・発展させるためには、ケア提供の基盤となるフォーマル・インフォーマルなケアシステムの整備・構築が重要となる。実践開発看護学における教育・研究は、新興疾患や頻発する自然災害などの予測困難な事態から生じる健康障害や、健康問題が慢性的に進行し複雑化・多様化する現在、多職種と協働しながら常に住民や療養者とその家族を中心に据え、その意思を尊重し最善のケア開発を探求する「ケア開発」と、地域の限られた医療・介護資源を有効に活用して急性期医療から慢性期医療、在宅医療まで、療養者が望む生活や健康状態に応じた医療・介護を受けられる質の高い地域包括ケアシステムの構築を目指す「ケアシステム開発」の両側面の知見の蓄積につながる。ケアもケアシステムも創り出すだけでは人々の生活や健康の質に貢献できず、福島が抱える

### 3.設置する領域(実践開発看護学)の考え方

本研究科に博士後期課程を設置し、「実践開発看護学領域」を置く。これは、修士課程における8つの看護専門領域の共通概念である“看護実践”の発展・深化を意図したものである。

これにより、実践開発看護学領域においては、複雑化・多様化する健康問題の解決に資する独創的で質の高い看護実践を開発するとともに、住み慣れた地域で生活したいと願う住民や保健医療福祉資源の偏在を抱える地域の健康問題解決をめざし、多職種連携も含む継続した看護実践のシステム形成を図る能力を有する看護教育・研究者および看護実践指導者の育成を目指すものである。

実践の科学である看護学は、対象者を全人的にとらえる視点と知識、それらを科学的根拠に基づきアセスメントし、個別性を考慮したケアを立案し、その実践と評価を総じて学となる。また、新たに開発されたケアを普及・定着・発展させるためには、ケア提供の基盤となるフォーマル・インフォーマルなケアシステムの整備・構築が重要となる。実践開発看護学は、新興疾患や頻発する自然災害などの予測困難な事態から生じる健康障害や、健康問題が慢性的に進行し複雑化・多様化する現在、多職種と協働しながら常に住民や療養者とその家族を中心に据え、その意思を尊重し最善のケア開発を探求する「ケア開発」と、地域の限られた医療・介護資源を有効に活用して急性期医療から慢性期医療、在宅医療まで、療養者が望む生活や健康状態に応じた医療・介護を受けられる質の高い地域包括ケアシステムの構築を目指す「ケアシステム開発」の両側面の知見の蓄積が必要である。



<p>を基盤に、複雑多様化する人々のニーズに応えるケア開発及びケアシステム開発の方法論を考究する「実践開発看護学」の構築および発展に資する独創的な看護研究を自立して行い、看護実践の質の向上を図り、人々が</p> <p>_____ 住み慣れた地域で生を全うすることに寄り添い貢献できる看護教育・研究者の育成と、研究指導力を発揮して看護実践の場における看護研究の取り組みを推進し、看護実践の変革を_____ 牽引できる看護実践指導者の育成を目的とする。</p>	<p>を基盤に_____</p> <p>_____ 「実践開発看護学」の構築および発展に資する独創的な看護研究を自立して行い、看護実践の質の向上に貢献することにより、住民・地域が住み慣れた地域で生を全うすることに寄り添い貢献できる看護教育・研究者の育成と、_____</p> <p>_____ 看護実践の変革を看護研究の視点から支援・牽引できる看護実践指導者の育成を目的とする。</p>
<p>4) 教育目標</p> <p>博士後期課程の教育目標は、<u>以下に掲げる人材の育成である。</u></p> <p><u>前期課程で修得した高度な看護実践能力と研究における基礎的能力を基盤に、人々のニーズに応える独創的なケアやケアシステムの開発に資する研究力・研究指導力を備え、</u></p> <p><u>(1) 看護系大学等の教育・研究機関において、複雑多様な人々のニーズに応えるケアやケアシステム開発の方法論を考究し、その体系化と発展に寄与する研究を自立して行い、その研究成果を看護実践に還元できる研究者で、その研究成果や研究指導力を以って質の高い看護学教育を展開できる看護教育・研究者を育成する。</u></p> <p><u>(2) 病院や施設等の看護実践の場で、研究活動を自立して行うとともに、組織における研究活動や看護系大学等教育・研究機関との共同研究を推進し、その成果を看護実践に還元することを牽引できる指導者（看護実践指導者）を育成する。</u></p>	<p>4) 教育目標</p> <p>博士後期課程の教育目標は、<u>次の能力を備えた人材の育成である。</u></p> <p><u>(1) 優れた看護実践能力、関連領域の知識・研究成果を用いて、高い倫理観に基づく研究活動を行い、看護学の発展に寄与できる能力を育成する</u></p> <p><u>(2) 看護学の将来展望に基づき、看護実践を改革し、専門性の高いケアやケアシステム開発を行う能力を育成する</u></p> <p><u>(3) 社会の変革に対応できる指導者としての役割を果たし、リーダーシップを発揮できる能力を育成する</u></p> <p><u>(4) 学際的視野に立ち、学術交流、研究活動、看護実践活動に貢献できる能力を育成する</u></p>
<p>5) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）</p> <p>博士後期課程では、所定の期間在学し、所定の単位を取得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たした学生に博士（看護学）を授与する。</p> <p><u>(1) 人々のニーズに応えるケアおよびケアシステム開発を志向した新規性の高い独創的な看護研究の基盤となる知識や方法論を修得している（DPI）。</u></p> <p><u>(2) 実践開発看護学の体系化と発展に寄与する看護研究を自立して計画、遂行し、看護</u></p>	<p>5) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）</p> <p>博士後期課程では、所定の期間在学し、所定の単位を取得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たした学生に博士（看護学）を授与する。</p> <p><u>(1) 国内外の文献検討や自らの看護実践から、ケア開発あるいはケアシステム開発の構築に資する研究課題を探求・明確化できる。</u></p> <p><u>(2) ケア開発あるいはケアシステム開発のエビデンスに資する研究課題に基づいて、研究計画を策定し遂行できる。</u></p>

<p>実践に還元できる研究力と研究指導力を修得している(DP2)。</p> <p>(3) 高度な看護実践力と研究力・研究指導力を基盤に、看護教育・研究者、あるいは看護実践指導者として、研究活動の組織的な取り組みを推進し、看護実践に還元、その変革を指導・牽引できる能力を修得している(DP3)。</p>	<p>(3) 実践開発看護学として、学術的意義、新規性、創造性、汎用性のある研究成果を学位論文として作成できる。</p> <p>(4) 学位論文の研究成果を国内外の学術集会で発信するプレゼンテーション力を修得している。</p> <p>(5) 看護教育・研究者あるいは実践指導者として看護学を牽引し、次世代看護職を育成する力が身につけている。</p>
<p>9~10 頁</p> <p>Ⅲ.教育課程の編成の考え方および特色</p> <p>1. 教育課程の編成の考え方</p> <p>博士後期課程では、前述した教育理念・目標を達成するために、<u>教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)</u>に基づき</p> <p><u>教育課程を編成し、アセスメント・ポリシーに従い教育の成果の評価を行いながら、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー、6 頁前掲)に示す能力の修得を目指す教育を行う【資料 29】。</u></p> <p>1)【カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)】</p> <p><u>教育課程は、実践開発看護学の基盤を培う「専門科目」、研究テーマに関連する見識を支持する「選択科目」、学位論文に取り組む「特別研究科目」の 3 つの科目群で構成する(表1)。</u></p> <p>(1) 人々のニーズに応えるケアおよびケアシステム開発の看護実践上の意義、その方法論について学修する(CP1)。</p> <p><u>必修専門講義科目として、「ケア開発看護学特講」「ケアシステム開発看護学特講」を設定する。この 2 科目から実践開発看護学の基盤となるケア開発・システム開発に関する知識・理解を深めることにより主として DPI の能力の修得をめざす。</u></p> <p>(2) 看護実践上の課題を明確にし、課題解決のためのケアおよびケアシステム開発につながる研究課題および方法論を探求する(CP2)。</p> <p><u>必修専門演習科目として「実践開発看護学演習」を設定する。この科目からケア</u></p>	<p>8~9 頁</p> <p>Ⅲ.教育課程の編成の考え方および特色</p> <p>1.教育課程の編成の考え方</p> <p>博士後期課程では、前述した教育理念・目標を達成するために、<u>以下の教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)</u>を設定した上で必要な科目を開講し、教育課程を編成する。</p> <p><u>【カリキュラム・ポリシー</u></p> <p>1) 教育課程は、実践開発看護学の基盤を培う「専門科目」、研究テーマに関連する見識を支持する「選択科目」、学位論文に取り組む「特別研究科目」の 3 つの科目群で構成する(表 1)。</p> <p>2) 実践開発看護学を構成する専門科目のうち講義科目としては「ケア開発学特講」「ケアシステム開発看護学特講」「看護研究特講」の 3 科目、それらを看護実践の場に適合させる演習科目として「実践開発看護学演習」を設定する。</p> <p>3) 選択科目は、学生個々の背景や研究課題に応じて履修できるように配置し、多彩な視点から“看護実践”の見識を深化させる「看護人材育成論特講」、「看護心理学特講」、「看護病態学特講」を設定する。</p> <p>4) 講義・演習科目ともに開講方式は、実践開発看護学があらゆる発達段階・健康段階に</p>

<p>開発・ケアシステム開発に関する知識の臨床への適応・応用を学修することにより主としてDP2の能力の修得をめざす。</p> <p>(3) <u>看護現象と看護理論を吟味し、科学的な知見を理論へと発展させ、看護実践に応用できる方法を学修する( CP3 )。</u></p> <p>必修専門講義科目として「看護研究特講」を設定する。この科目においては、ケア開発・ケアシステム開発につながる新規性の高い独創的な看護研究を遂行し、実践開発看護学の体系化に貢献する基盤となる看護研究方法を学修し、主としてDP2の能力の修得をめざす。</p> <p>(4) <u>看護実践上の課題の明確化、研究課題および研究方法論の構築を多彩な視点から深化させる( CP4 )。</u></p> <p>選択講義科目として「看護人材育成論特講」「看護心理学特講」「看護病態学特講」を設定する。選択した科目の学修より研究課題に関連する領域の見識を深化させることで主としてDP1の能力の修得をめざす。</p> <p>(5) <u>人々のニーズに応える新規性のある独創的なケアおよびケアシステムを考究し、看護実践の場に適用させ、その成果の検証を通して、地域の保健医療福祉の課題解決ならびに人々のQOLの向上に寄与できる研究を学位論文として産出する( CP5 )。</u></p> <p>必修特別研究科目として「実践開発看護学特別研究」を設定する。この科目において研究の着想から論文化まで一連の課程を学修することで主としてDP3の能力の修得をめざす。</p> <p>10～11頁</p> <p>2) <u>アセスメント・ポリシー(学修成果の評価方針)</u></p> <p>教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づき、機関レベル(大学)、教育課程レベル(研究科)、科目レベル(授業・科目)の3段階で学修成果を評価する(表2)。</p> <p>(1) <u>機関レベル</u></p> <p>研究計画書、進級率、休学率、退学率、学生</p>	<p>ある人々や地域を対象とする看護学であることから、それぞれの専門領域の教員によるオムニバス形式とする。</p> <p>5) <u>特別研究科目は、専門科目や選択科目の学修と連動させながら学位論文に取り組めるように、1年～3年の通年科目として配置し、指導体制は主指導教員1名、副指導教員2名の3名体制とする。</u></p> <p>(追加)</p>
---	---

生活実態調査、学位論文、学位授与数、志望進路に対する就職率等から、大学院での学修成果の達成状況を評価する。検証結果は、本学大学院の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等に活用する。

(2) 教育課程レベル

研究計画書、進級率、休学率、退学率、修了要件の達成状況、単位取得状況等から、教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を評価する。

(3) 科目レベル

シラバスに提示された授業科目の目的や到達目標の達成状況(試験、単位認定)、授業評価の結果等から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

表2 アセスメント・ポリシー

	入学前・直後	在学中	修了時
機 関 レ ベ ル	・入学試験 ・出願書類 の記載事項	・研究計画書 ・進級率 ・休学率 ・退学率 ・学生生活実 態調査	・学位論文 ・学位授与数 ・就職率
教 育 課 程 レ ベ ル	・入学試験 ・出願書類 の記載事項	・研究計画書 ・進級率 ・休学率 ・退学率 ・単位取得状 況	・学位論文 ・修了要件達 成状況 ・修了認定 ・修了時アンケ ート
科 目 レ ベ ル	・入学試験 ・出願書類 の記載事項	・単位認定 ・試験 ・授業評価	二

12~13頁

1. 教育方法に関する基本的な考え方

実践開発看護学は、複雑多様化する人々のニーズに応えるケア開発及びケアシステム開発の方法論を考究する「実践開発看護学」の構築および発展に資する独創的な看護学研究を自立して行い、看護実践の質の向上を図り、人々が住み慣れた地域で生を全うすることに寄り添い貢献できる看護教育・研究者の育成と、研究指導力を発揮して看護実践の場における看護研究の取り組みを推進し、看護実践の変革を牽

11頁

1. 教育方法に関する基本的な考え方

実践開発看護学は、既存の看護学の範疇では対応困難な健康課題、複雑・多様化する健康課題に対応する看護を創造・普及するために看護教育・研究・実践を担う高度な

<p>引できる看護実践指導者の育成を目指している。</p> <p>22～23 頁</p> <p>1. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）</p> <p>(1) <u>社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識を有する人(API)</u></p> <p>(2) <u>基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲を有する人(AP2)</u></p> <p>(3) <u>国内外の文献を読み解く語学力と読解力を有し、グローバルな視点から課題を分析する能力を有する人(AP3)</u></p> <p>(4) <u>看護教育・研究者、看護実践指導者としてコミュニケーション能力、論理的思考力を有する人(AP4)</u></p> <p>(5) <u>博士後期課程修了後、看護教育・研究者、看護実践指導者として保健医療福祉の変革を牽引する意思のある人(AP5)</u></p>	<p>看護実践指導者の育成を目指している。</p> <p>20 頁</p> <p>《 _____ アドミッション・ポリシー _____ 》</p> <p>① <u>柔軟な思考と独創的な視点に立ち、看護における諸課題を発見・明確化し、その課題解決に向けて旺盛な探求心を有する人</u></p> <p>② <u>看護学における新たな理論構築やケアおよびケアシステム開発を通じて、より質の高い看護実践のあり方を探求する意欲のある人</u></p> <p>③ <u>卓越した看護学の知識と高い倫理観に基づく看護実践能力を目指し、教育・研究能力の研鑽に励み、将来を見据えた看護学の指導者となりうる人</u></p>
---	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. 学位論文に係る審査体制について、予備審査と学位論文審査の具体的な審査内容や、学位論文審査における副論文の位置付けが不明確であるため、明確に説明すること。

(対応)

学位論文に関わる学位審査体制について、1) 審査体制、2) 審査基準の記載のみで申請したが、予備審査と学位論文審査の具体的な内容を示していなかったため、1) 審査申請資格要件、2) 審査体制、3) 学位論文予備審査、4) 学位論文審査、5) 審査基準とし、追記修正いたします。

学位論文審査における副論文に関する説明が不十分であったため追記いたします。副論文は、学術雑誌が求める水準に到達した論文とすることで、一定の基準に合わせた論文作成能力を培うものとし、今後、作成した学位論文の公表するために必要と考え、1) 審査申請資格要件に(3)学術雑誌に副論文が掲載あるいは採択されていることと追記修正いたします。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (17 頁～18 頁)

新	旧
<p>5. 学位論文審査体制</p> <p><u>1) 審査申請資格要件</u></p> <p><u>(1) 本学本課程に 2 年以上在籍していること</u></p> <p><u>(2) 専門科目 8 単位、選択科目 2 単位以上修得していること</u></p> <p><u>(3) 査読制度のある学術雑誌に副論文が掲載あるいは採択されていること</u></p> <p><u>2) 審査体制</u></p> <p>学位論文の審査は、予備審査、学位論文審査の 2 段階審査とし、両審査共に看護学研究科委員会から付託された「学位論文審査会」が担う。両審査会の構成は、主査は主指導・副指導教員以外の<u>研究指導教員 1 名</u>、副査は主指導教員と副指導以外の<u>研究指導教員 2 名</u>とし、研究科長が指名する。</p> <p><u>3) 学位論文予備審査</u></p> <p><u>学位論文予備審査は、主指導教員が学生の審査申請資格要件を確認したうえで、審査申請書(予備審査)、学位論文と学位論文要旨ならびに学位論文に関する副論文 1 編を、研究科長に提出する。但し、副論文が公開に至っていない場合は採択されていることがわかる証</u></p>	<p>5. 学位論文審査体制</p> <p>(追加)</p> <p><u>1) 審査体制</u></p> <p>学位論文の審査は、予備審査、学位論文審査の 2 段階審査とし、両審査共に看護学研究科委員会から付託された「学位論文審査会」が担う。両審査の構成は、主査は主指導・副指導教員以外の○合 _____ 教員 1 名、副査は主指導教員と副指導以外の○合 _____ 教員 2 名とし、研究科長が指名する。</p> <p>(追加)</p>

明書を添付することでも可とする。学位論文予備審査会は、申請後 1 カ月以内に開催する。また、学位論文予備審査は、学生が学位論文の内容についてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行う。予備審査委員は学位論文審査基準により審査を行い、加筆・修正が必要な内容を学生に指摘する。学位論文予備審査委員会は、学生の単位修得状況等から提出資格があるか否かを判定し、学位論文予備審査報告書を研究科委員会に提出する。研究科委員会は学位論文予備審査会の審査結果を審議する。

#### 4) 学位論文審査

学位論文審査は、審査申請書(学位論文審査)とともに、完成した学位論文と学位論文要旨ならびに学位論文に関する副論文 1 編を、研究科長に提出する。但し、副論文は採択されていることがわかる証明書を添付することでも可とする。学位論文審査委員は、学位論文審査基準に基づき学位論文審査を行う。また、学位論文審査は、学生が学位論文の内容についてプレゼンテーションを行い、質疑応答による口頭試問を行う。学生は学位論文審査会における指摘事項に基づき学位論文を修正し、研究科長に提出する。学位論文審査会は、審査結果を研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は学位論文審査会の審査結果を審議し、研究科長は、研究科委員会の審議結果を学長に報告する。学長は、この報告に基づいて承認の可否を決定する。

#### 5) 審査基準

学位論文は、「看護学」の学位を授与できる学術論文として、完成度を備えていることを客観的に評価できた論文とする。客観的に評価する指標として「学位論文審査基準」を示し公表する。

「学位論文審査基準」は、(1) 新たなケア開発

#### 2) 審査基準

学位論文は、「看護学」の学位を授与できる学術論文として、完成度を備えていることを客観的に評価できた論文とする。客観的に評価する指標として「学位論文審査基準」を示し公表する。

「学位論文審査基準」

<p>あるいはケアシステム開発の構築に資する研究課題である。(2)研究方法が妥当である。(3)倫理的配慮が妥当である。(4)適切な論文が引用され、論旨に一貫性がある。(5)学位論文として学術的意義、新規性、創造性、汎用性がある。の5項目で審査し、60点以上を合格とする。</p> <p>「学位論文審査基準」は表4のとおりである。 表4「学位論文審査基準」(欄外に示す)</p>	<p>(1)新たなケア開発あるいはケアシステム開発の構築に資する研究課題である。</p> <p>(2)研究方法が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>目的に適った研究デザインであるか</u></li> <li>● <u>研究方法が詳述されているか</u></li> <li>● <u>目的に敵った分析方法であるか</u></li> </ul> <p>(3)倫理的配慮が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>任意性が保証されているか</u></li> <li>● <u>同意の取得方法が適切か</u></li> <li>● <u>不利益への対策が講じられているか</u></li> <li>● <u>個人情報保護されているか</u></li> </ul> <p>(4)適切な論文が引用され、論旨に一貫性がある。</p> <p>(5)博士論文として学術的意義、新規性、創造性、汎用性がある。</p>
--	---

表4「学位論文審査基準」

<p>(1)新たなケア開発あるいはケアシステム開発の構築に資する研究課題である。</p> <p>(2)研究方法が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>目的に適った研究デザインであるか</u></li> <li>● <u>研究方法が詳述されているか</u></li> <li>● <u>目的に適った分析方法であるか</u></li> </ul> <p>(3)倫理的配慮が妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>任意性が保証されているか</u></li> <li>● <u>同意の取得方法が適切か</u></li> <li>● <u>不利益への対策が講じられているか</u></li> <li>● <u>個人情報保護されているか</u></li> </ul> <p>(4)適切な論文が引用され、論旨に一貫性がある。</p> <p>(5)学位論文として学術的意義、新規性、創造性、汎用性がある。</p>
---



(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻(D)

4. 入学者選抜について、「入学試験は『英語』の学力テスト、研究計画についての『口述試験』、修士論文等により総合的に判断する」旨の説明があるが、以下に例示する点を踏まえ、アドミッション・ポリシーに掲げる能力等を適切に測ることができる方法であることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 入学試験において英語の学力テストを課すこととしているが、アドミッション・ポリシーには関連する内容が見受けられない。

(2) 修士課程において課題研究を選択した場合に、修士論文に代えてどのように評価されるのか明確でない。

(対応)

(1) 「入学試験において英語の学力テストを課すこととしているが、アドミッション・ポリシーには関連する内容が見受けられない」について

「審査意見1」の補正に伴いアドミッション・ポリシー(以下AP)を修正し、その上で AP に掲げる能力等を測るための試験方法であることを「Ⅶ入学者の選抜方法」に修正・追記しております。

令和3年3月申請では、入学試験は「英語」の学力試験、「研究計画書」の口述試験、修士論文等により総合的に判断することとしていましたが、試験方法を「筆記試験(英語)」「口述試験(修士論文、研究計画書)」から、「筆記試験(英語)」「口述試験(修士論文・研究計画書)」「面接(志望動機・意欲等)」とし、各試験方法とAPの対比を表7として追記しています。

筆記試験(英語)では、英語の看護系論文の読解・要約からAP3「国内外の文献を読み解く語学力と読解力を有し、グローバルな視点から課題を分析する能力」を評価します。

口述試験では、修士論文と研究計画書のプレゼンと質疑応答から、API「社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識」、AP2「基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲」、研究計画書からさらにAP3「グローバルな視点からの課題分析」に関する看護学の専門知識および基礎的な研究能力を測ります。

面接試験では API「社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識」、AP2「基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲」、AP4「看護教育・研究者、看護実践指導者としてコミュニケーション能力、論理的思考力」、AP5「博士後期課程修了後、看護教育・研究者、看護実践指導者として保健医療福祉の変革を牽引する意思」のコミュニケーション能力、学修意欲や意思等について確認します。また、面接試験の参考資料として、個人調書(学歴、職歴、職務上の実績、研究・教育上の実績)の提出を求めることといたします。

(2) 「修士課程において課題研究を選択した場合に、修士論文に代えてどのように評価されるのか明確でない」について

修士論文に関する口述試験を課す目的は、「看護学の専門知識」、「基礎的な研究能力」を測ることを目的としています。それは、看護理論の理解度や研究の成果・精度を測ることが主眼ではな

く、臨床にある疑問や現象について、看護学の視点で説明や解釈すること、解決策を探索することができる能力を測ることにあります。従って、課題研究として文献検討や研究計画書作成、事例検討で修士課程を修了した学生においても、課題研究に関する口述試験からそれらの能力を推し量ることが可能と考え、特別研究と課題研究を区別することなく試験を行います。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(22頁～23頁)

新	旧														
<p>VII.入学者選抜の方法 ……(中略)……</p> <p>1. <u>入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー:AP)</u></p> <p>(1) <u>社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識を有する人(API)</u></p> <p>(2) <u>基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲を有する人(AP2)</u></p> <p>(3) <u>国内外の文献を読み解く語学力と読解力を有し、グローバルな視点から課題を分析する能力を有する人(AP3)</u></p> <p>(4) <u>看護教育・研究者、看護実践指導者としてコミュニケーション能力、論理的思考力を有する人(AP4)</u></p> <p>(5) <u>博士後期課程修了後、看護教育・研究者、看護実践指導者として保健医療福祉の変革を牽引する意思のある人(AP5)</u></p> <p>2. <u>選抜方針、選抜方法</u>  <u>アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験は「英語」の筆記試験、「修士論文」「研究計画」について口述試験、修学意思や修了後の展望等について「面接」により総合的に判断する。</u></p> <p>表7 試験方法とアドミッション・ポリシーの対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験方法</th> <th>アドミッション・ポリシー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">筆記試験(英語)</td> <td>AP3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">口述試験</td> <td>修士論文</td> <td>API、AP2</td> </tr> <tr> <td>研究計画</td> <td>API、AP2、AP3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">面接試験</td> <td>API、AP2、AP4、AP5</td> </tr> </tbody> </table>	試験方法		アドミッション・ポリシー	筆記試験(英語)		AP3	口述試験	修士論文	API、AP2	研究計画	API、AP2、AP3	面接試験		API、AP2、AP4、AP5	<p>VII.入学者選抜の方法 ……(中略)……</p> <p>1. <u>選抜方法、選抜体制</u>  <u>《アドミッション・ポリシー》</u></p> <p>① <u>柔軟な思考と独創的な視点に立ち、看護における諸課題を発見・明確化し、その課題解決に向けて旺盛な探求心を有する人</u></p> <p>② <u>看護学における新たな理論構築やケアおよびケアシステム開発を通じて、より質の高い看護実践のあり方を探求する意欲のある人</u></p> <p>③ <u>卓越した看護学の知識と高い倫理観に基づく看護実践能力を目指し、教育・研究能力の研鑽に励み、将来を見据えた看護学の指導者となりうる人</u></p> <p><u>上記アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験は「英語」の学力テスト、研究計画についての「口述試験」、修士論文等により総合的に判断する。</u></p> <p>(追加)</p>
試験方法		アドミッション・ポリシー													
筆記試験(英語)		AP3													
口述試験	修士論文	API、AP2													
	研究計画	API、AP2、AP3													
面接試験		API、AP2、AP4、AP5													

筆記試験(英語)では、看護系論文の読解・要約からAP3「国内外の文献を読み解く語学力と読解力を有し、グローバルな視点から課題を分析する能力」を評価する。

口述試験では、修士論文と研究計画のプレゼンと質疑応答から、API「社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識」、AP2「基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲」、研究計画書からさらに AP3「グローバルな視点からの課題分析」に関する看護学の専門知識および基礎的な研究能力を評価する。修士課程においてCNSコースを選択し課題研究に取り組む修了した学生の場合も、口述試験が「看護学の専門知識」、「基礎的な研究能力」を評価することを主眼とすることから、特別研究と課題研究を区別することなく行う。

面接試験ではAPI「社会のニーズに呼応したケアおよびケアシステム開発に関心を持ち、博士後期課程における学修の基盤となる看護学の専門知識」、AP2「基礎的な研究能力を有し、自ら課題解決に取り組む意欲」、AP4「看護教育・研究者、看護実践指導者としてコミュニケーション能力、論理的思考力」、AP5「博士後期課程修了後、看護学教育研究者、看護実践指導者として保健医療福祉の変革を牽引する意思」のコミュニケーション能力、学修意欲や修了後の展望等について審査する。また、面接試験の参考資料として、個人調書(学歴、職歴、職務上の実績、研究・教育上の実績)の提出を求める。

英語の学力試験では、博士後期課程において修学・修了するために必要な英文論文を読み解く学力を判断する。口述試験では、実践開発看護学の構築に資する研究計画をプレゼンテーションと質疑応答を行い、コミュニケーション力および討議力を判断する。学力試験、口述試験、および修士論文等から、看護学に関する専門的知識の有無、主体的かつ自立的に研究を行う意思、社会のニーズに呼応した革新的なケアおよびケアシステムを開発する意思等を確認し、入学の可否を判断する。

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻(D)

5.研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

研究指導教員・研究指導補助教員として教授 11 名、准教授 2 名の計 13 名を申請したが、そのうち専任教員資格審査において職位不適格・特別研究科目不適格 1 名(教授)、調書不備により審査保留 1 名(教授)により、研究指導教員・研究指導補助教員数が 11 名(○合 9 名、合 2 名)となったことから、大学院設置基準の教員 12 名を満たしていないため以下の補充対応をいたしました。

在籍教員 2 名(No③准教授 1 名、No⑤講師 1 名)を補充します。2 名教員は全員が博士の学位を有し、豊富な実務・教育経験を有することから演習科目および特別研究の研究指導補助を担えると判断しております。加えて、審査保留教員(No②)の調書を修正し再判定することで、今回の補正申請で研究指導にあたる教員が 14 名となり、大学院設置基準規定を満たすよう補充することができております。

1) 研究指導教員・研究指導補助教員の補充:在籍教員 2 名(No③准教授 1 名、No⑤講師 1 名)を補充します。2 名教員は全員が博士の学位を有し、豊富な実務・教育経験を有することから演習科目および特別研究の補助を担えると判断しております。加えて、審査保留教員の調書を修正し再判定することで、令和 3 年 3 月申請時に研究指導教員を 13 名と申請していましたが、今回の補正申請で 14 名となり、研究指導教員・研究指導補助教員を適切に補充することができております。

2 名の補充教員の特別研究を含む担当科目は下表の通りとなります。

調書 No	担当科目
No③	実践開発看護学演習、実践開発看護学特別研究
No⑤	ケアシステム開発看護学特講 実践開発看護学演習、実践開発看護学特別研究

2) 職位・科目不適格教員:職位を准教授として再判定し、准教授として科目担当可の判定となった科目のみ担当します。職位によらず科目担当不可となった「実践開発看護学特別研究」は科目担当者から外し新た 2 名(No③、⑤)補充し、「ケアシステム開発看護学特講」の 2 コマについては新たにがん患者の生活適応のための医師・看護師の包括的支援に関連する業績をもつ教員(No⑤)を補充することとし再判定します。

3) 審査保留教員:調書の不備を修正し再判定します。



員で編成し、完成年度（令和6年度）においても、50歳代 9 名、60歳代 6 名であり、50歳代を中心としたバランスの良い編成である（表 8）。

表8 開設及び完成年度における教員の年齢構成

年度	職位	年齢構成			
		40歳代	50歳代	60歳～65歳	66歳以上
開設年度 (R4年)	教授	1	5	3	1
	准教授		4		
	講師		1		
完成年度 (R6年)	教授		5	4	1
	准教授		4		
	講師			1	

員で編成し、完成年度（令和6年度）においても、50歳代 8 名、60歳代 5 名であり、50歳代を中心としたバランスの良い編成である（表 5）。

表5 開設および完成年度における教員の年齢構成

年度	職位	40歳代	50歳代	60歳～65歳	66歳以上
開設年度 (R4年)	教授	1	6	3	1
	准教授		2		
完成年度 (R6年)	教授		6	4	1
	准教授		2		

（新旧対照表）別紙参照 シラバス、資料20、資料21

区分	専門科目	科目名	ケアシステム開発看護学特講
開講年次	1年次	開講学期	前期
必修/選択	必修	授業形態	講義
単位数	2単位	時間数	30時間
教員名	◎高橋香子、黒田るみ、佐藤菜保子、高瀬佳苗、大川貴子、 <u>片桐和子</u>		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>看護の対象となる人々が、健康問題をもちながら地域で生活していくための包括的かつ継続的なケアシステムのあり方について考究し、さまざまな健康問題、地域特性を活かした看護サービスの提供について探求する。</p>			
<p><b>【到達目標】</b></p> <p>1. 看護の対象となる人々が、健康問題をもちながら地域で生活していくための包括的かつ継続的なケアシステムのあり方について説明できる。</p> <p>2. 課題解決のための新たなケアシステムの構築および評価方法を開発するための知識的基盤を獲得する。</p>			
<p><b>【授業計画】</b></p> <p>第1回 オリエンテーション、様々な分野の課題解決の共通基盤となるケアシステムの構築・評価方法および協働の方法論について(高橋)</p> <p>第2・3回 看護理論開発の歴史をシステム論の発展過程としてとらえ直し、看護現象とケアシステムとの関連性およびその開発に必要となる観点について(黒田)</p> <p>第4・5回 <u>外来・短期入院を繰り返しながら継続治療を受けるがん患者への看護実践、がん患者の生活適応のための医師・看護師の包括的支援について(片桐)</u></p> <p>第6・7回 がん患者及びその家族を対象とした看護実践における患者・家族団体との連携、多職種連携による情報サポート、心理面のサポートを中心とした連携、ネットワーク構築について(佐藤)</p> <p>第8・9回 医療破綻し復興途上の被災地で生活する人々のメンタルヘルス、被災後の精神科医療保健福祉のシステム形成を通して、在宅精神障害患者・家族の生活の質向上をめざした看護実践および多職種連携、ネットワーク構築について(大川)</p> <p>第10・11回 地域・産業・学校・在宅などあらゆるコミュニティにおける包括的かつ継続的なケアシステムのあり方および地域特性を踏まえた看護実践について(高瀬)</p> <p>第12・13回 地域の健康課題を解決し、地域住民のQOLの向上に寄与する地域ケアシステムのあり方、住民・多職種との連携・協働、ネットワークやシステム形成の方法論、看護の役割について(高橋)</p> <p>第14回 総合討論①(高橋、黒田、佐藤、高瀬、大川、<u>片桐</u>)</p> <p>第15回 総合討論②・まとめ(高橋、黒田、佐藤、高瀬、大川、<u>片桐</u>)</p>			
テキスト	随時指示する。		
参考文献	随時指示する。		
評価方法	授業への参加度(40%)、プレゼンテーション(60%)により総合的に評価する。		
備考			

区分	専門科目	科目名	ケアシステム開発看護学特講
開講年次	1年次	開講学期	前期
必修／選択	必修	授業形態	講義
単位数	2単位	時間数	30時間
教員名	◎高橋香子, 太田昌一郎, 黒田るみ, 佐藤菜保子, 高瀬佳苗, 大川貴子		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>看護の対象となる人々が, 健康問題をもちながら地域で生活していくための包括的かつ継続的なケアシステムのあり方について考究し, さまざまな健康問題, 地域特性を活かした看護サービスの提供について探求する.</p>			
<p><b>【到達目標】</b></p> <p>1. 看護の対象となる人々が, 健康問題をもちながら地域で生活していくための包括的かつ継続的なケアシステムのあり方について説明できる.</p> <p>2. 課題解決のための新たなケアシステムの構築および評価方法を開発するための知識的基盤を獲得する.</p>			
<p><b>【授業計画】</b></p> <p>第1回 オリエンテーション, 様々な分野の課題解決の共通基盤となるケアシステムの構築・評価方法および協働の方法論について(高橋)</p> <p>第2・3回 看護理論開発の歴史をシステム論の発展過程としてとらえ直し, 看護現象とケアシステムとの関連性およびその開発に必要となる観点について(黒田)</p> <p>第4・5回 がんに対する外来薬物治療や維持透析医療で発生する諸問題, 排せつケアにおける多職種協働のあり方について(太田)</p> <p>第6・7回 がん患者及びその家族を対象とした看護実践において, 患者・家族団体との連携, 多職種連携による情報サポート, 心理面のサポートを中心とした連携, ネットワーク構築について(佐藤)</p> <p>第8・9回 医療破綻し復興途上の被災地で生活する人々のメンタルヘルス, 被災後の精神科医療保健福祉のシステム形成を通して, 在宅精神障害患者・家族の生活の質向上をめざした看護実践について</p> <p>第10・11回 地域・産業・学校・在宅などあらゆるコミュニティにおける包括的かつ継続的なケアシステムのあり方および地域特性を踏まえた看護実践について(高瀬)</p> <p>第12・13回 地域の健康課題を解決し, 地域住民の QOL の向上に寄与する地域ケアシステムのあり方, 住民・多職種との連携・協働, ネットワークやシステム形成の方法論, 看護の役割について(高橋)</p> <p>第14回 総合討論①(高橋, 太田, 黒田, 佐藤, 高瀬, 大川)</p> <p>第15回 総合討論②・まとめ(高橋, 太田, 黒田, 佐藤, 高瀬, 大川)</p>			
テキスト	随時指示する.		
参考文献	随時指示する.		
評価方法	授業への参加度(40%), プレゼンテーション(60%)により総合的に評価する.		
備考			

区分	専門科目	科目名	実践開発看護学演習												
開講年次	1・2年次	開講学期	通年集中												
必修／選択	必修	授業形態	演習												
単位数	2単位	時間数	60時間												
教員名	◎佐藤菜保子、黒田るみ、坂本祐子、佐藤富美子、三瓶まり、高瀬佳苗、高橋香子 和田久美子、大川貴子、菅野久美、丸山育子、片桐和子														
<p>【授業目的および概要】</p> <p>実践開発に関連する文献検討とフィールドワークを通して、看護実践の対象者とその家族や環境、ケアに関わる専門職と関りながら現状を把握する。看護実践の場における課題を抽出し、課題整理のための討議を教員・学生間で行うことにより、課題解決のためのケアやケアシステムを開発に活用できる研究課題を洗練していくことを目的とする。各自が研究課題に応じて介入・評価方法やシステム開発に関する国内外の文献レビューおよびフィールドワークを行う。フィールドワークの成果と文献検討から、課題解決に資する看護実践を構築する研究デザインについて討議し、博士論文の研究計画書作成におけた演習を行う。</p>															
<p>【到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己の研究課題を明確にするために文献検討や教員学生との討議から、フィールドワークを計画できる。</li> <li>2. 計画に沿ってフィールドワークが実施できる。</li> <li>3. フィールドワークから得られたデータと文献検討から、看護実践の場における課題解決に必要な研究課題を説明することが出来る。</li> <li>4. 課題解決のために必要な研究デザインについて説明できる。</li> <li>5. 研究成果をどのように看護実践の場で活用できるか説明することができる。</li> </ol>															
<p>【授業計画】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>内容</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>オリエンテーション</td> <td>佐藤(菜)</td> </tr> <tr> <td>2～9回</td> <td>研究課題とフィールドワークの目的・方法を明確にする ・これまでの看護実践や先行研究に基づくケア開発・ケアシステム開発に資する課題とその背景を明確にする ・文献検討や指導教員との討議を通してフィールドワークの目的・方法を明確にする</td> <td>研究指導教員および研究指導補助教員</td> </tr> <tr> <td>10～24回</td> <td>フィールドワークの実施(担当教員全員/13回) ・福島県立医科大学付属病院 (佐藤・菜、佐藤・富、三瓶、和田) ・福島県立医科大学会津医療センター(坂本) ・ふたば医療センター附属病院(菅野、片桐) ・相馬広域こころのケアセンターなごみ(大川) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所在宅看護センター 結の学校(黒田、丸山) ・福島県保健福祉事務所(高瀬、高橋) ※必要に応じて学生の実践・研究フィールド等、上記以外の機関</td> <td>黒田、坂本、佐藤・菜 佐藤・富、三瓶、高橋 高瀬、和田、大川 菅野、丸山、片桐</td> </tr> </tbody> </table>				回	内容	担当者	1回	オリエンテーション	佐藤(菜)	2～9回	研究課題とフィールドワークの目的・方法を明確にする ・これまでの看護実践や先行研究に基づくケア開発・ケアシステム開発に資する課題とその背景を明確にする ・文献検討や指導教員との討議を通してフィールドワークの目的・方法を明確にする	研究指導教員および研究指導補助教員	10～24回	フィールドワークの実施(担当教員全員/13回) ・福島県立医科大学付属病院 (佐藤・菜、佐藤・富、三瓶、和田) ・福島県立医科大学会津医療センター(坂本) ・ふたば医療センター附属病院(菅野、片桐) ・相馬広域こころのケアセンターなごみ(大川) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所在宅看護センター 結の学校(黒田、丸山) ・福島県保健福祉事務所(高瀬、高橋) ※必要に応じて学生の実践・研究フィールド等、上記以外の機関	黒田、坂本、佐藤・菜 佐藤・富、三瓶、高橋 高瀬、和田、大川 菅野、丸山、片桐
回	内容	担当者													
1回	オリエンテーション	佐藤(菜)													
2～9回	研究課題とフィールドワークの目的・方法を明確にする ・これまでの看護実践や先行研究に基づくケア開発・ケアシステム開発に資する課題とその背景を明確にする ・文献検討や指導教員との討議を通してフィールドワークの目的・方法を明確にする	研究指導教員および研究指導補助教員													
10～24回	フィールドワークの実施(担当教員全員/13回) ・福島県立医科大学付属病院 (佐藤・菜、佐藤・富、三瓶、和田) ・福島県立医科大学会津医療センター(坂本) ・ふたば医療センター附属病院(菅野、片桐) ・相馬広域こころのケアセンターなごみ(大川) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所在宅看護センター 結の学校(黒田、丸山) ・福島県保健福祉事務所(高瀬、高橋) ※必要に応じて学生の実践・研究フィールド等、上記以外の機関	黒田、坂本、佐藤・菜 佐藤・富、三瓶、高橋 高瀬、和田、大川 菅野、丸山、片桐													

	<p>でも実施する場合がある。</p> <p>フィールドワークの成果報告(佐藤/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドで新たな看護実践の開発が必要な健康課題とその要因</li> <li>・フィールドでケア提供のために必要とされるケアシステムとその背景</li> <li>・フィールドで新たな看護実践の開発とケア定着を推進するための方策</li> </ul>	
25~30回	<p>フィールドワークの成果に基づき研究課題を明確化し、課題解決のための研究方法の探求を行い、研究計画書全体を構造化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題に応じた仮説設定</li> <li>・研究デザインの検討</li> <li>・研究方法の検討</li> <li>・データ分析方法の探索</li> </ul>	研究指導教員
テキスト	適宜指示する	
参考文献	適宜指示する	
評価方法	プレゼンテーション 30%、提出課題 50%を基準として、受講態度(授業への参加・貢献等)を含めて総合的に評価する。	
備考		

区分	専門科目	科目名	実践開発看護学演習												
開講年次	1・2年次	開講学期	通年集中												
必修/選択	必修	授業形態	演習												
単位数	2単位	時間数	60時間												
教員名	◎佐藤菜保子、黒田るみ、坂本祐子、佐藤富美子、三瓶まり、高瀬佳苗、高橋香子 和田久美子、大川貴子、菅野久美														
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>実践開発に関連する文献検討とフィールドワークを通して、看護実践の対象者とその家族や環境、ケアに関わる専門職と関りながら現状を把握する。看護実践の場における課題を抽出し、課題整理のための討議を教員・学生間で行うことにより、課題解決のためのケアやケアシステムを開発に活用できる研究課題を洗練していくことを目的とする。各自が研究課題に応じて介入・評価方法やシステム開発に関する国内外の文献レビューおよびフィールドワークを行う。フィールドワークの成果と文献検討から、課題解決に資する看護実践を構築する研究デザインについて討議し、博士論文の研究計画書作成におけた演習を行う。</p>															
<p><b>【到達目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己の研究課題を明確にするために文献検討や教員学生との討議から、フィールドワークを計画できる。</li> <li>2. 計画に沿ってフィールドワークが実施できる。</li> <li>3. フィールドワークから得られたデータと文献検討から、看護実践の場における課題解決に必要な研究課題を説明することが出来る。</li> <li>4. 課題解決のために必要な研究デザインについて説明できる。</li> <li>5. 研究成果をどのように看護実践の場で活用できるか説明することができる。</li> </ol>															
<p><b>【授業計画】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>内容</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>オリエンテーション</td> <td>佐藤(菜)</td> </tr> <tr> <td>2～9回</td> <td>研究課題とフィールドワークの目的・方法を明確にする ・これまでの看護実践や先行研究に基づくケア開発・ケアシステム開発に資する課題とその背景を明確にする ・文献検討や指導教員との討議を通してフィールドワークの目的・方法を明確にする</td> <td>研究指導教員</td> </tr> <tr> <td>10～24回</td> <td>フィールドワークの実施(担当教員全員/13回) ・福島県立医科大学付属病院(佐藤・菜、佐藤・富、三瓶、和田) ・福島県立医科大学会津医療センター(坂本) ・ふたば医療センター附属病院(菅野) ・相馬広域こころのケアセンターなごみ(大川) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所在宅看護センター 結の学校(黒田) ・福島県保健福祉事務所(高瀬、高橋) ※必要に応じて学生の実践・研究フィールド等、上記以外の機関でも実施する場合がある。</td> <td>黒田、坂本、佐藤・菜 佐藤・富、三瓶、高橋 高瀬、和田、大川 菅野</td> </tr> </tbody> </table>				回	内容	担当者	1回	オリエンテーション	佐藤(菜)	2～9回	研究課題とフィールドワークの目的・方法を明確にする ・これまでの看護実践や先行研究に基づくケア開発・ケアシステム開発に資する課題とその背景を明確にする ・文献検討や指導教員との討議を通してフィールドワークの目的・方法を明確にする	研究指導教員	10～24回	フィールドワークの実施(担当教員全員/13回) ・福島県立医科大学付属病院(佐藤・菜、佐藤・富、三瓶、和田) ・福島県立医科大学会津医療センター(坂本) ・ふたば医療センター附属病院(菅野) ・相馬広域こころのケアセンターなごみ(大川) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所在宅看護センター 結の学校(黒田) ・福島県保健福祉事務所(高瀬、高橋) ※必要に応じて学生の実践・研究フィールド等、上記以外の機関でも実施する場合がある。	黒田、坂本、佐藤・菜 佐藤・富、三瓶、高橋 高瀬、和田、大川 菅野
回	内容	担当者													
1回	オリエンテーション	佐藤(菜)													
2～9回	研究課題とフィールドワークの目的・方法を明確にする ・これまでの看護実践や先行研究に基づくケア開発・ケアシステム開発に資する課題とその背景を明確にする ・文献検討や指導教員との討議を通してフィールドワークの目的・方法を明確にする	研究指導教員													
10～24回	フィールドワークの実施(担当教員全員/13回) ・福島県立医科大学付属病院(佐藤・菜、佐藤・富、三瓶、和田) ・福島県立医科大学会津医療センター(坂本) ・ふたば医療センター附属病院(菅野) ・相馬広域こころのケアセンターなごみ(大川) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所在宅看護センター 結の学校(黒田) ・福島県保健福祉事務所(高瀬、高橋) ※必要に応じて学生の実践・研究フィールド等、上記以外の機関でも実施する場合がある。	黒田、坂本、佐藤・菜 佐藤・富、三瓶、高橋 高瀬、和田、大川 菅野													

	<p>フィールドワークの成果報告(佐藤/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドで新たな看護実践の開発が必要な健康課題とその要因</li> <li>・フィールドでケア提供のために必要とされるケアシステムとその背景</li> <li>・フィールドで新たな看護実践の開発とケア定着を推進するための方策</li> </ul>	
25~30回	<p>フィールドワークの成果に基づき研究課題を明確化し、課題解決のための研究方法の探求を行い、研究計画書全体を構造化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題に応じた仮説設定</li> <li>・研究デザインの検討</li> <li>・研究方法の検討</li> <li>・データ分析方法の探索</li> </ul>	特別研究指導教員
テキスト	適宜指示する	
参考文献	適宜指示する	
評価方法	プレゼンテーション 30%, 提出課題 50%を基準として, 受講態度(授業への参加・貢献等)を含めて総合的に評価する。	
備考		

区分	選択科目	科目名	看護心理学特講
開講年次	1年次	開講学期	後期
必修／選択	選択	授業形態	講義
単位数	2単位	時間数	30時間
教員名	◎和田久美子, 佐藤菜保子, 三澤文紀		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>看護実践に必要な心理的側面をとらえるために、様々な心理学的理論や方法論をふまえた看護実践について探求する。人間の心理状態、行動を理解するための基本概念をふまえ、それらを用いて、<u>心理学的根拠</u>を考慮した高度な臨床判断、看護実践の開発を行う能力を身につける。</p>			
<p><b>【到達目標】</b></p> <p>1. 看護実践に必要な心理学的理論や方法論について説明できる。                  2. 心理学的根拠を考慮した高度な臨床判断、看護実践の開発を行うための知識的基盤を獲得する。</p>			
<p><b>【授業計画】</b></p> <p>第1・2回 看護実践における心理学的アプローチ, 教育心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践①(和田)</p> <p>第3・4回 教育心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践②(和田)</p> <p>第5・6回 家族心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践①(佐藤)</p> <p>第7・8回 家族心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践②(佐藤)</p> <p>第9・10回 臨床心理学における知見の看護実践への応用(三澤)</p> <p>第11・12回 臨床心理学における知見の看護実践への応用(三澤)</p> <p>第13～15回 臨床心理学における知見の看護実践への応用(三澤)</p>			
テキスト	適宜指示する。		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	プレゼンテーション 30%, レポート 50%, 授業への参加状況(態度、授業への貢献等)で総合的に評価する。		
備考			

区分	選択科目	科目名	看護心理学特講
開講年次	1年次	開講学期	後期
必修／選択	選択	授業形態	講義
単位数	2単位	時間数	30時間
教員名	◎和田久美子, 佐藤菜保子, 三澤文紀		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>看護実践に必要な心理的側面をとらえるために、様々な心理学的理論や方法論をふまえた看護実践について探求する。人間の心理状態、行動を理解するための基本概念をふまえ、それらを用いて、理学的根拠を考慮した高度な臨床判断、看護実践の開発を行う能力を身につける。</p>			
<p><b>【到達目標】</b></p> <p>1. 看護実践に必要な心理学的理論や方法論について説明できる。                  2. 心理学的根拠を考慮した高度な臨床判断、看護実践の開発を行うための知識的基盤を獲得する。</p>			
<p><b>【授業計画】</b></p> <p>第1・2回 看護実践における心理学的アプローチ, 教育心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践①(和田)</p> <p>第3・4回 教育心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践②(和田)</p> <p>第5・6回 家族心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践①(佐藤)</p> <p>第7・8回 家族心理学的側面からの対象理解の方法論と看護実践②(佐藤)</p> <p>第9・10回 臨床心理学における知見の看護実践への応用(三澤)</p> <p>第11・12回 臨床心理学における知見の看護実践への応用(三澤)</p> <p>第13～15回 臨床心理学における知見の看護実践への応用(三澤)</p>			
テキスト	適宜指示する。		
参考文献	適宜指示する。		
評価方法	プレゼンテーション 30%, レポート 50%, 授業への参加状況(態度、授業への貢献等)で総合的に評価する。		
備考			

区分	専門科目	科目名	看護病態学特講
開講年次	1年次	開講学期	後期
必修／選択	選択	授業形態	講義
単位数	2単位	時間数	30時間
教員名	◎関亦明子、太田昌一郎		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>看護実践に必要な病態学の諸理論、国内外の最新の知見について教授する。人間の身体に生起する病変の基本を知り、その成り立ちについて細胞・分子レベルで理解を深め、病態学的根拠を考慮した高度な臨床判断、看護実践の開発を行う能力を身につける。</p>			
<p><b>【到達目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.生活習慣が生体機能やがんに関わっているかについての知識体系と方法を検討し、看護学に応用することができる。</li> <li>2.生体機能やがんを科学的に説明するための分子生物学および遺伝学の最新の知見と方法を理解できる。</li> <li>3.最新の国際論文を収集し、上記の学習に活かせる。</li> </ol>			
<p><b>【授業計画】</b></p> <p>第1回 イントロダクション、臨床論文の理解に必要な統計(太田)</p> <p>第2回 遺伝子変異とは、それに関連した疾患について(関亦)</p> <p>第3回 関連文献の抄読(関亦)</p> <p>第4回 がん遺伝子とその異常(関亦)</p> <p>第5回 関連文献の抄読(関亦)</p> <p>第6回 遺伝子変異を伴う内分泌疾患(太田)</p> <p>第7回 関連文献の抄読(太田)</p> <p>第8回 遺伝子異常と生活習慣病(太田)</p> <p>第9回 関連文献の抄読(太田)</p> <p>第10回 遺伝子診断とカウンセリング(関亦)</p> <p>第11回 がん遺伝子に関する実習(関亦)</p> <p>第12回 染色体と出生前診断(太田)</p> <p>第13回 関連文献の抄読(太田)</p> <p>第14回 がんを含む生活習慣病の病理学(太田)</p> <p>第15回 生活習慣病に対する薬物療法と全体のまとめ(太田)</p>			
テキスト	特に用いない		
参考文献	講義の際に指示する		
成績の評価方法	授業で実施する英文論文の抄読および講義の際に指示するレポートで評価する。		
備考			

区分	専門科目	科目名	看護病態学特講
開講年次	1年次	開講学期	後期
必修／選択	選択	授業形態	講義
単位数	2単位	時間数	30時間
教員名	◎太田昌一郎, 関亦明子		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>看護実践に必要な病態学の諸理論, 国内外の最新の知見について教授する。人間の身体に生起する病変の基本を知り、その成り立ちについて細胞・分子レベルで理解を深め、病態学的根拠を考慮した高度な臨床判断、看護実践の開発を行う能力を身につける。</p>			
<p><b>【到達目標】</b></p> <p>1.生活習慣が生体機能やがんに関わっているかについての知識体系と方法を検討し、看護学に応用することができる。</p> <p>2.生体機能やがんを科学的に説明するための分子生物学および遺伝学の最新の知見と方法を理解できる。</p> <p>3.最新の国際論文を収集し、上記の学習に活かせる。</p>			
<p><b>【授業計画】</b></p> <p>第1回 イントロダクション、臨床論文の理解に必要な統計(太田)</p> <p>第2回 遺伝子変異とは、それに関連した疾患について(関亦)</p> <p>第3回 関連文献の抄読(関亦)</p> <p>第4回 がん遺伝子とその異常(関亦)</p> <p>第5回 関連文献の抄読(関亦)</p> <p>第6回 遺伝子変異を伴う内分泌疾患(太田)</p> <p>第7回 関連文献の抄読(太田)</p> <p>第8回 遺伝子異常と生活習慣病(太田)</p> <p>第9回 関連文献の抄読(太田)</p> <p>第10回 遺伝子診断とカウンセリング(関亦)</p> <p>第11回 がん遺伝子に関する実習(関亦)</p> <p>第12回 染色体と出生前診断(太田)</p> <p>第13回 関連文献の抄読(太田)</p> <p>第14回 がんを含む生活習慣病の病理学(太田)</p> <p>第15回 生活習慣病に対する薬物療法と全体のまとめ(太田)</p>			
テキスト	特に用いない		
参考文献	講義の際に指示する		
成績の評価方法	授業で実施する英文論文の抄読および講義の際に指示するレポートで評価する。		
備考			

区分	専門科目	科目名	実践開発看護学特別研究
開講年次	1年～3年次	開講学期	通年
必修／選択	必修	授業形態	演習
単位数	6単位	時間数	180時間
教員名	◎坂本祐子、黒田るみ、佐藤菜保子、佐藤富美子、三瓶まり、関亦明子、高瀬佳苗 高橋香子、三澤文紀、和田久美子、大川貴子、菅野久美、丸山育子、片桐和子		
<p><b>【授業目的および概要】</b></p> <p>多様な健康問題を抱える対象者への看護実践の開発と検証研究、ケアシステムの開発などを行うために必要な研究課題、研究計画に関する指導を行う。研究課題の焦点化、研究課題に対する国内外の文献検討、研究デザイン・研究方法の検討、研究計画の立案と研究フィールドの確保、研究計画に基づくデータ収集・分析、論文作成、発表、評価に至るまでの一連の研究過程を通し、研究者として自立して研究できる能力を修得する。</p> <p>看護課題を解決するために、看護の対象となる様々な人々の発達段階や健康レベルに応じたケアおよびケアシステムの開発を目指した研究活動を実施し、博士論文を作成する。</p> <p>(2 黒田るみ)</p> <p>看護実践を通して看護職者と看護の対象者が相互に影響を及ぼし合いながら、それぞれ変化していく過程の普遍的な構造を追究し、あらゆる看護に共通するコアとなる看護実践能力を探求する。</p> <p>(3 坂本祐子)</p> <p>高齢者の周手術期におけるせん妄・転倒等の医原性症候群は、生活機能を低下させるだけでなく、在宅復帰を困難にする問題である。入院時から予防ケアを提供するためのアセスメント、介入方法を追求する。</p> <p>(4 佐藤菜保子)</p> <p>診断期から終末期の各ステージにあるがん患者と家族の体験について理解を深め、がんとの共生を支える包括的支援システム構築や、がん患者・家族のQOLを高める看護実践について探求する。</p> <p>(5 佐藤富美子)</p> <p>がん看護学、クリティカルケア看護学領域における看護の現象を多角的に分析し、介入モデルの構築、アセスメントツールの開発および介入研究デザインを用いて患者および家族のQOLの維持・向上をめざす新たな看護実践を開発する。</p> <p>(6 三瓶まり)</p> <p>少子高齢社会における母子の社会的環境を理解し、女性のライフサイクルに応じた健康を支え、子どもの健全な成長と発達を支えるために、自らがもつ研究課題を精錬し、解決する方法を学ぶ。</p> <p>(7 関亦明子)</p> <p>疾病により生じる療養者の身体的困難の解決方法や治療による有害事象を非侵襲的に予防する看護実践について、看護理工学的手法を用いて開発する。</p> <p>(8 高瀬佳苗)</p> <p>病気をもつ人から健康な人など多様な健康水準、乳児から高齢者、終末期までの全発達段階、そして保健・福祉・医療などの多面的な生活(療養)の場に応じた対象の健康問題と課題を解決する看護実践を探求し、ケアシステム開発の能力を修得する。</p>			

(9 高橋香子)

公衆衛生看護の担い手である保健師の看護実践の質の向上および地域の健康課題解決のための地域ケアシステム構築に関する研究指導を行う。地域の健康問題を多角的に分析し、住民や多職種協働のもと効果的効率的に解決する看護実践の開発、検証、応用できる能力を養う。

(② 三澤文紀)

精神科看護における心理的支援のあり方について探求する。特に、面接を中心とした相談方法、精神科訪問看護やアウトリーチにおける有意義な面接方法、様々な家族支援の方法について、心理学的知見を踏まえながら探求を進める。

(11 和田久美子)

子どもとその家族への看護は、発達段階の特徴に合わせて、子どもとその家族の持てる力を発揮できるように支えていく必要がある。そのためのアセスメントおよび看護実践について探求する。

(12 大川貴子)

精神疾患患者や精神障害者およびその家族が、その人らしい生活を営めるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、看護実践の在り方を探求する。

(13 菅野久美)

疾患や外傷などにより生体侵襲を受けた人やその家族の発達課題・生活過程などの特性を踏まえ、さまざまな健康レベルや病期に応じた看護実践を開発・検証する。

(③ 丸山育子)

糖尿病患者が地域でその人らしい生活を営み続けるための看護実践のあり方およびそれに関連した患者と医療者との信頼関係構築に関する看護師の育成・支援について探求する。

(⑤ 片桐和子)

がん看護学領域において化学療法や手術などの大きな侵襲を受ける対象者を多方面から理解し、その人らしく主体的な生活ができるよう支援するための看護実践について探求する。

【到達目標】

1. 国内外の文献検討とフィールドワークを通じて、実践開発看護学の構築に必要な研究課題を設定することができる。
2. 実践開発看護学の理論構築に必要な研究課題について、研究計画を立案・遂行することができる。
3. 実践開発看護学としての科学的かつ学術的に意義のある博士論文を作成することができる。

【授業計画】

年次	内容	担当教員
1 年次	文献検討 研究計画書作成	黒田るみ 坂本祐子

# 新

2年次	<p>研究計画書審査          一般倫理委員会へ研究計画書の審査申請          データ収集・分析          副論文投稿</p>	<p>佐藤菜保子          佐藤富美子          三瓶まり          関亦明子          高瀬佳苗          高橋香子          三澤文紀          和田久美子          大川貴子          菅野久美          丸山育子          片桐和子</p>
3年次	<p>データ収集・分析          博士論文作成          中間報告          学位申請書の提出          論文審査(予備審査, 本審査)          最終試験</p>	
テキスト	適宜指示する	
参考文献	適宜指示する	
評価方法	福島県立医科大学大学院看護学研究科博士学位論文審査内規に基づき審査し、評価する。	
備考		

区分	専門科目	科目名	実践開発看護学特別研究
開講年次	1年～3年次	開講学期	通年
必修／選択	必修	授業形態	演習
単位数	6単位	時間数	180時間
教員名	◎坂本祐子、太田昌一郎、黒田るみ、佐藤菜保子、佐藤富美子、三瓶まり、関亦明子 高瀬佳苗、高橋香子、三澤文紀、和田久美子、大川貴子、菅野久美		

【授業目的および概要】

多様な健康問題を抱える対象者への看護実践の開発と検証研究、ケアシステムの開発などを行うために必要な研究課題、研究計画に関する指導を行う。研究課題の焦点化、研究課題に対する国内外の文献検討、研究デザイン・研究方法の検討、研究計画の立案と研究フィールドの確保、研究計画に基づくデータ収集・分析、論文作成、発表、評価に至るまでの一連の研究過程を通し、研究者として自立して研究できる能力を修得する。

看護課題を解決するために、看護の対象となる様々な人々の発達段階や健康レベルに応じたケアおよびケアシステムの開発を目指した研究活動を実施し、博士論文を作成する。

(1 太田昌一郎)

近年、医療現場で多職種協働の必要性がクローズアップされている。そのなかで看護スタッフに発生する検討課題をフィールドから吸い上げその対策を検討する研究を推進する。

(2 黒田るみ)

看護実践を通して看護職者と看護の対象者が相互に影響を及ぼし合いながら、それぞれ変化していく過程の普遍的な構造を追究し、あらゆる看護に共通するコアとなる看護実践能力を探求する。

(3 坂本祐子)

高齢者の周手術期におけるせん妄・転倒等の医原性症候群は、生活機能を低下させるだけでなく、在宅復帰を困難にする問題である。入院時から予防ケアを提供するためのアセスメント、介入方法を追求する。

(4 佐藤菜保子)

診断期から終末期の各ステージにあるがん患者と家族の体験について理解を深め、がんとの共生を支える包括的支援システム構築や、がん患者・家族のQOLを高める看護実践について探求する。

(5 佐藤富美子)

がん看護学、クリティカルケア看護学領域における看護の現象を多角的に分析し、介入モデルの構築、アセスメントツールの開発および介入研究デザインを用いて患者および家族のQOLの維持・向上をめざす新たな看護実践を開発する。

(6 三瓶まり)

少子高齢社会における母子の社会的環境を理解し、女性のライフサイクルに応じた健康を支え、子どもの健全な成長と発達を支えるために、自らがもつ研究課題を精錬し、解決する方法を学ぶ。

(7 関亦明子)

疾病により生じる療養者の身体的困難の解決方法や治療による有害事象を非侵襲的に予防する看護実践について、看護理工学的手法を用いて開発する。

(8 高瀬佳苗)

病気をもつ人から健康な人など多様な健康水準、乳児から高齢者、終末期までの全発達段階、そして

保健・福祉・医療などの多面的な生活(療養)の場に応じた対象の健康問題と課題を解決する看護実践を  
探求し、ケアシステム開発の能力を修得する。

(9 高橋香子)

公衆衛生看護の担い手である保健師の看護実践の質の向上および地域の健康課題解決のための地  
域ケアシステム構築に関する研究指導を行う。地域の健康問題を多角的に分析し、住民や多職種協働の  
もと効果的効率的に解決する看護実践の開発、検証、応用できる能力を養う。

(10 三澤文紀)

精神科看護における心理的支援のあり方について探求する。特に、面接を中心とした相談方法、精神科  
訪問看護やアウトリーチにおける有意義な面接方法、様々な家族支援の方法について、心理学的知見を  
踏まえながら探求を進める。

(11 和田久美子)

子どもとその家族への看護は、発達段階の特徴に合わせて、子どもとその家族の持てる力を発揮できる  
ように支えていく必要がある。そのためのアセスメントおよび看護実践について探求する。

(12 大川貴子)

精神疾患患者や精神障害者およびその家族が、その人らしい生活を営めるよう、精神障害にも対応した  
地域包括ケアシステムの構築を目指し、看護実践の在り方を探求する。

(13 菅野久美)

疾患や外傷などにより生体侵襲を受けた人やその家族の発達課題・生活過程などの特性を踏まえ、さ  
まざまな健康レベルや病期に応じた看護実践を開発・検証する。

【到達目標】

- 1.国内外の文献検討とフィールドワークを通じて、実践開発看護学の構築に必要な研究課題を設定するこ  
とができる。
- 2.実践開発看護学の理論構築に必要な研究課題について、研究計画を立案・遂行することができる。
- 3.実践開発看護学としての科学的かつ学術的に意義のある博士論文を作成することができる。

【授業計画】

年次	内容	担当教員
1年次	文献検討 研究計画書作成	太田昌一郎 黒田るみ 坂本祐子
2年次	研究計画書審査 一般倫理委員会へ研究計画書の審査申請 データ収集・分析 副論文投稿	佐藤菜保子 佐藤富美子 三瓶まり 関亦明子
3年次	データ収集・分析 博士論文作成 中間報告 学位申請書の提出 論文審査(予備審査,本審査) 最終試験	高瀬佳苗 高橋香子 三澤文紀 和田久美子 大川貴子 菅野久美

テキスト 適宜指示する

旧

参考文献	適宜指示する
評価方法	福島県立医科大学大学院看護学研究科博士学位論文審査内規に基づき審査し, 評価する.
備考	

授業科目の担当教員

区分	科目名	単位	必須 選択	開講 時期	博士後期課程専任教員		
					担当教員(◎科目責任者)	学位	
専門科目	ケア開発看護学特講	2	必修	1 前	教授	三瓶 まり	博士(医学)
					教授	関亦 明子	博士(保健学)
					教授	和田久美子	博士(児童学)
					◎教授	坂本 祐子	博士(障害科学)
					教授	佐藤富美子	博士(看護学)
					准教授	菅野 久美	博士(看護学)
	ケアシステム開発 看護学特講	2	必修	1 前	◎教授	高橋 香子	修士(障害科学)
					教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					教授	佐藤菜保子	博士(医学)
					教授	高瀬 佳苗	博士(保健医療学)
					准教授	大川 貴子	修士(看護学)
					講師	片桐 和子	博士(看護学)
	看護研究特講	2	必修	1 前	◎教授	佐藤富美子	博士(看護学)
教授					後藤 あや	博士(医学)	
実践開発看護学演習	2	必修	1・2 通年 集中	教授	坂本 祐子	博士(障害科学)	
				教授	黒田 るみ	博士(看護学)	
				◎教授	佐藤菜保子	博士(医学)	
				教授	佐藤富美子	博士(看護学)	
				教授	三瓶 まり	博士(医学)	
				教授	高橋 香子	修士(障害科学)	
				教授	高瀬 佳苗	博士(保健医療学)	
				教授	和田久美子	博士(児童学)	
				准教授	大川 貴子	修士(看護学)	
				准教授	菅野 久美	博士(看護学)	
				准教授	丸山 育子	博士(保健学)	
講師	片桐 和子	博士(看護学)					
選択科目	看護人材育成論特講	2	選択	1 後	◎教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					教授	高橋 香子	修士(障害科学)
					准教授	大川 貴子	修士(看護学)
					非常勤講師	渡邊美恵子	修士(看護学)
	看護心理学特講	2	選択	1 後	◎教授	和田久美子	博士(児童学)
					教授	佐藤菜保子	博士(医学)
					教授	三澤 文紀	博士(教育学)
	看護病態学特講	2	選択	1 後	◎教授	関亦 明子	博士(保健学)
					准教授	太田昌一郎	博士(医学)

区分	科目名	単位	必須 選択	開講 時期	博士後期課程専任教員		
					担当教員(◎科目責任者)	学位	
特別 研究 科目	実践開発看護学 特別研究	6	必修	1-3 通年	◎教授	坂本 祐子	博士(障害科学)
					教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					教授	佐藤菜保子	博士(医学)
					教授	佐藤富美子	博士(看護学)
					教授	三瓶 まり	博士(医学)
					教授	関亦 明子	博士(保健学)
					教授	三澤 文紀	博士(教育学)
					教授	高橋 香子	修士(障害科学)
					教授	高瀬 佳苗	博士(保健医療学)
					教授	和田久美子	博士(児童学)
					准教授	大川 貴子	修士(看護学)
					准教授	菅野 久美	博士(看護学)
					准教授	丸山 育子	博士(保健学)
					講師	片桐 和子	博士(看護学)

授業科目の担当教員

区分	科目名	単位	必須 選択	開講 時期	博士後期課程専任教員		
					担当教員(◎科目責任者)	学位	
専門科目	ケア開発看護学特講	2	必修	1 前	教授	三瓶 まり	博士(医学)
					教授	関亦 明子	博士(保健学)
					教授	和田久美子	博士(児童学)
					◎教授	坂本 祐子	博士(障害科学)
					教授	佐藤富美子	博士(看護学)
					准教授	菅野 久美	博士(看護学)
	ケアシステム開発 看護学特講	2	必修	1 前	◎教授	高橋 香子	修士(障害科学)
					教授	太田昌一郎	博士(医学)
					教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					教授	佐藤菜保子	博士(医学)
					教授	高瀬 佳苗	博士(保健医療学)
	看護研究特講	2	必修	1 前	◎教授	佐藤富美子	博士(看護学)
					教授	後藤 あや	博士(医学)
	実践開発看護学演習	2	必修	1・2 通年 集中	教授	坂本 祐子	博士(障害科学)
					教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					◎教授	佐藤菜保子	博士(医学)
教授					佐藤富美子	博士(看護学)	
教授					三瓶 まり	博士(医学)	
教授					高橋 香子	修士(障害科学)	
教授					高瀬 佳苗	博士(保健医療学)	
教授					和田久美子	博士(児童学)	
准教授					大川 貴子	修士(看護学)	
准教授					菅野 久美	博士(看護学)	
選択科目	看護人材育成論特講	2	選択	1 後	◎教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					教授	高橋 香子	修士(障害科学)
					准教授	大川 貴子	修士(看護学)
					非常勤講師	渡邊美恵子	修士(看護学)
	看護心理学特講	2	選択	1 後	◎教授	和田久美子	博士(児童学)
					教授	佐藤菜保子	博士(医学)
					教授	三澤 文紀	博士(教育学)
	看護病態学特講	2	選択	1 後	◎教授	太田昌一郎	博士(医学)
					教授	関亦 明子	博士(保健学)
特別研究科目	実践開発看護学 特別研究	6	必修	1-3 通年	◎教授	坂本 祐子	博士(障害科学)
					教授	太田昌一郎	博士(医学)
					教授	黒田 るみ	博士(看護学)
					教授	佐藤菜保子	博士(医学)
					教授	佐藤富美子	博士(看護学)
					教授	三瓶 まり	博士(医学)

					教授	関亦 明子	博士(保健学)
					教授	三澤 文紀	博士(教育学)
					教授	高橋 香子	修士(障害科学)
					教授	高瀬 佳苗	博士(保健医療学)
					教授	和田久美子	博士(児童学)
					准教授	大川 貴子	修士(看護学)
					准教授	菅野 久美	博士(看護学)

特別研究指導教員の研究概要と研究テーマ

<p>【2 黒田るみ】 看護実践を通して、看護職者と看護の対象者が相互に影響を及ぼし合いながら、それぞれ変化していく過程の普遍的な構造を追究することにより、あらゆる看護に共通するコアとなる看護実践能力を探求する。</p>	<p>(1)看護師の思考過程および臨床判断に関する研究 (2)看護理論の検証に関する研究 (3)看護実践能力の育成に関する研究</p>
<p>【3 坂本祐子】 高齢者の周手術期におけるせん妄・転倒等の医原性症候群は、生活機能を低下させるだけでなく、在宅復帰を困難にする問題である。入院時から予防ケアを提供するためのアセスメント、介入方法を追求する。</p>	<p>(1)高齢者の周術期における医原性症候群の予防に関する研究 (2)高齢者の慢性疾患療養管理に関する研究 (3)高齢者の転倒予防に関する研究 (4)高齢者の排泄機能障害に関する研究</p>
<p>【4 佐藤菜保子】 診断期から終末期の各ステージにあるがん患者と家族の体験について理解を深め、がんとの共生を支える包括的支援システム構築や、がん患者・家族のQOLを高める看護実践について探求する。</p>	<p>(1)がんを体験している患者と家族の生活の質の評価 (2)がん患者およびその家族の生活の質を向上させるための介入方法や包括的システム構築に関する研究 (3)小児がん・AYA世代のがんサバイバーに関する研究 (4)在宅緩和ケアを受けるがん患者と家族に関する研究 (5)緩和ケア・エンドオブライフケアに関する研究 (6)がん看護学や緩和ケアの教育に関する研究</p>
<p>【5 佐藤富美子】 がん看護学、クリティカルケア看護学領域における看護の現象を多角的に分析し、介入モデルの構築、アセスメントツールの開発および介入研究デザインを用いて患者および家族のQOLの維持・向上をめざす新たな看護実践を開発する。</p>	<p>(1)がん患者および家族の治療に伴う侵襲の予防改善に向けたケア開発 (2)がん患者および家族を対象としたがん罹患後のQOLを促進するケア開発 (3)がん患者の在宅療養中の生活を支える遠隔看護システムの開発 (4)クリティカルケア状況下での患者および家族の生活を支えるケア開発</p>
<p>【6 三瓶まり】 少子高齢社会における母子の社会的環境を理解し、女性のライフサイクルに応じた健康を支え、子どもの健全な成長と発達を支えるために、自らがもつ研究課題を精練し、解決する方法を学ぶ。</p>	<p>(1)小児の睡眠と自律神経機能に関する研究 (2)母親の生活習慣と子どもの健康に関する研究 (3)助産師の勤務環境に関する研究</p>
<p>【7 関亦明子】 疾病により生じる療養者の身体的困難の解決方法や治療による有害事象を非侵襲的に予防する看護実践を看護理工学的手法を用いて開発する。</p>	<p>(1)口腔トラブルの予防ケアに関する基礎研究 (2)分泌メカニズムの解明と唾液腺保護ケアについての研究 (3)細胞傷害と幹細胞維持機構や細胞分化についての研究 (4)広く治療による有害事象解決についての考察と基礎研究</p>
<p>【8 高瀬佳苗】 病気をもつ人から健康な人など多様な健康水準、乳児から高齢者、終末期までの全発達段階、そして保健・福祉・医療などの多面的な生活(療養)の場に応じた対象の健康問題と課題を解決する看護実践を探求し、ケアシステム開発の能力を修得する。</p>	<p>(1)健康障害と健康行動の関連に関する研究 (2)療養者と家族に関する研究 (3)災害の被災者と支援者(保健師を含む)に関する研究</p>
<p>【9 高橋香子】 公衆衛生看護の担い手である保健師の看護実践の質の向上および地域の健康課題解決のための地域ケアシステム構築に関する研究指導を行う。地域の健康問題を多角的に分析し、住民や多職種協働のもと効果的効率的に解決する看護実践の開発、検証、応用できる能力を養う。</p>	<p>(1)地域保健活動における保健師の看護実践の質向上に関する研究 (2)住民との協働に基づく地域保健活動、公衆衛生看護活動のに関する研究 (3)被災地の住民及び保健師のエンパワメントに関する研究 (4)保健師の現任教育およびキャリア開発に関する研究</p>
<p>【② 三澤文紀】 精神科看護における心理的支援のあり方について探求する。特に、面接を中心とした相談方法、精神科訪問看護やアウトリーチにおける有意義な面接方法、様々な家族支援の方法について、心理学的知見を踏まえながら探求を進める。</p>	<p>(1)精神科看護における心理的支援に関する研究 (2)精神疾患患者やその家族との相談方法に関する研究 (3)日本の精神科領域におけるリフレクティング・プロセスやオープンダイアログの実践に関する研究 (4)家族療法やそれに関連する方法論を看護領域に応用する研究</p>

<p>【11 和田久美子】 子どもとその家族への看護は、発達段階の特徴に合わせて、子どもとその家族の持てる力を発揮できるように支えていく必要がある。そのためのアセスメントおよび看護実践について探求する。</p>	<p>(1) 子どものグリーフワーク・サポートに関する研究 (2) ハイリスク新生児とその家族に関する研究 (3) 小児看護学教育に関する研究 (4) 子どもとのコミュニケーションに関する研究</p>
<p>【12 大川貴子】 精神疾患患者や精神障害者およびその家族が、その人らしい生活を営めるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、看護実践の在り方を探求する。</p>	<p>(1) 精神科訪問看護における支援方法に関する研究 (2) 精神科アウトリーチに関する研究 (3) 地域における精神疾患患者の家族支援に関する研究 (4) 精神疾患患者のセルフケア能力向上を図る看護援助方法に関する研究</p>
<p>【13 菅野久美】 疾患や外傷などにより生体侵襲を受けた人やその家族の発達課題・生活過程などの特性を踏まえ、さまざまな健康レベルや病期に応じた看護実践を開発・検証する。</p>	<p>(1) 周術期・クリティカルケアの実践に関する研究 (2) シミュレーション教育プログラム開発に関する研究 (3) がん薬物療法を受ける患者の心身緊張緩和に関する研究</p>
<p>【③丸山育子】 糖尿病患者が地域でその人らしい生活を営み続けるための看護実践のあり方およびそれに関連した患者と医療者との信頼関係構築に関する看護師の育成・支援について探求する。</p>	<p>(1) 糖尿病患者のセルフケアを遂行するための看護援助に関する研究 (2) 糖尿病患者と医療者との関係構築に関する研究 (3) 糖尿病患者を援助する看護師の育成に関する研究</p>
<p>【⑤片桐和子】 がん看護領域において化学療法や手術などの大きな侵襲を受ける対象者を多方面から理解し、その人らしく主体的な生活ができるよう支援するための看護実践について探求する。</p>	<p>(1) 大量化学療法を受けるがん患者への継続的支援に関する研究 (2) 造血器細胞移植を受けるがん患者への包括的支援に関する研究 (3) 周手術期にあるがん患者の看護リハビリテーションプログラムの開発に関する研究 (4) がん患者のセルフ・エフィカシーに関する研究</p>

特別研究指導教員の研究概要と研究テーマ

<p>【1 太田昌一郎】 近年、医療現場で多職種協働の必要性がクローズアップされている。そのなかで看護スタッフに発生する検討課題をフィールドから吸い上げその対策を検討する研究を推進する。</p>	<p>(1) がんに対する外来薬物治療における多職種協働に係る研究 (2) 維持透析医療で発生する問題に多職種で対応する方法の研究 (3) 排泄ケアに多職種で対応する方法、問題点を検討する研究</p>
<p>【2 黒田るみ】 看護実践を通して、看護職者と看護の対象者が相互に影響を及ぼし合いながら、それぞれ変化していく過程の普遍的な構造を追究することにより、あらゆる看護に共通するコアとなる看護実践能力を探求する。</p>	<p>(1) 看護師の思考過程および臨床判断に関する研究 (2) 看護理論の検証に関する研究 (3) 看護実践能力の育成に関する研究</p>
<p>【3 坂本祐子】 高齢者の周手術期におけるせん妄・転倒等の医原性症候群は、生活機能を低下させるだけでなく、在宅復帰を困難にする問題である。入院時から予防ケアを提供するためのアセスメント、介入方法を追求する。</p>	<p>(1) 高齢者の周術期における医原性症候群の予防に関する研究 (2) 高齢者の慢性疾患療養管理に関する研究 (3) 高齢者の転倒予防に関する研究 (4) 高齢者の排泄機能障害に関する研究</p>
<p>【4 佐藤菜保子】 診断期から終末期の各ステージにあるがん患者と家族の体験について理解を深め、がんとの共生を支える包括的支援システム構築や、がん患者・家族のQOLを高める看護実践について探求する。</p>	<p>(1) がんを体験している患者と家族の生活の質の評価 (2) がん患者およびその家族の生活の質を向上させるための介入方法や包括的システム構築に関する研究 (3) 小児がん・AYA世代のがんサバイバーに関する研究 (4) 在宅緩和ケアを受けるがん患者と家族に関する研究 (5) 緩和ケア・エンドオブライフケアに関する研究 (6) がん看護学や緩和ケアの教育に関する研究</p>
<p>【5 佐藤富美子】 がん看護学、クリティカルケア看護学領域における看護の現象を多角的に分析し、介入モデルの構築、アセスメントツールの開発および介入研究デザインを用いて患者および家族のQOLの維持・向上をめざす新たな看護実践を開発する。</p>	<p>(1) がん患者および家族の治療に伴う侵襲の予防改善に向けたケア開発 (2) がん患者および家族を対象としたがん罹患後のQOLを促進するケア開発 (3) がん患者の在宅療養中の生活を支える遠隔看護システムの開発 (4) クリティカルケア状況下での患者および家族の生活を支えるケア開発</p>
<p>【6 三瓶まり】 少子高齢社会における母子の社会的環境を理解し、女性のライフサイクルに応じた健康を支え、子どもの健全な成長と発達を支えるために、自らがもつ研究課題を精練し、解決する方法を学ぶ。</p>	<p>(1) 小児の睡眠と自律神経機能に関する研究 (2) 母親の生活習慣と子どもの健康に関する研究 (3) 助産師の勤務環境に関する研究</p>
<p>【7 関亦明子】 疾病により生じる療養者の身体的困難の解決方法や治療による有害事象を非侵襲的に予防する看護実践を看護理工学的手法を用いて開発する。</p>	<p>(1) 口腔トラブルの予防ケアに関する基礎研究 (2) 分泌メカニズムの解明と唾液腺保護ケアについての研究 (3) 細胞傷害と幹細胞維持機構や細胞分化についての研究 (4) 広く治療による有害事象解決についての考察と基礎研究</p>
<p>【8 高瀬佳苗】 病気をもつ人から健康な人など多様な健康水準、乳児から高齢者、終末期までの全発達段階、そして保健・福祉・医療などの多面的な生活(療養)の場に応じた対象の健康問題と課題を解決する看護実践を探求し、ケアシステム開発の能力を修得する。</p>	<p>(1) 健康障害と健康行動の関連に関する研究 (2) 療養者と家族に関する研究 (3) 災害の被災者と支援者(保健師を含む)に関する研究</p>
<p>【9 高橋香子】 公衆衛生看護の担い手である保健師の看護実践の質の向上および地域の健康課題解決のための地域</p>	<p>(1) 地域保健活動における保健師の看護実践の質向上に関する研究</p>

<p>ケアシステム構築に関する研究指導を行う。地域の健康問題を多角的に分析し、住民や多職種協働のもと効果的効率的に解決する看護実践の開発、検証、応用できる能力を養う。</p>	<p>(2)住民との協働に基づく地域保健活動、公衆衛生看護活動のに関する研究 (3)被災地の住民及び保健師のエンパワメントに関する研究 (4)保健師の現任教育およびキャリア開発に関する研究</p>
<p>【10 三澤文紀】 精神科看護における心理的支援のあり方について探求する。特に、面接を中心とした相談方法、精神科訪問看護やアウトリーチにおける有意義な面接方法、様々な家族支援の方法について、心理学的知見を踏まえながら探求を進める。</p>	<p>(1)精神科看護における心理的支援に関する研究 (2)精神疾患患者やその家族との相談方法に関する研究 (3)日本の精神科領域におけるリフレクティング・プロセスやオープンダイアログの実践に関する研究 (4)家族療法やそれに関連する方法論を看護領域に応用する研究</p>
<p>【11 和田久美子】 子どもとその家族への看護は、発達段階の特徴に合わせて、子どもとその家族の持てる力を発揮できるように支えていく必要がある。そのためのアセスメントおよび看護実践について探求する。</p>	<p>(1)子どものグリーフワーク・サポートに関する研究 (2)ハイリスク新生児とその家族に関する研究 (3)小児看護学教育に関する研究 (4)子どもとのコミュニケーションに関する研究</p>
<p>【12 大川貴子】 精神疾患患者や精神障害者およびその家族が、その人らしい生活を営めるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、看護実践の在り方を探求する。</p>	<p>(1)精神科訪問看護における支援方法に関する研究 (2)精神科アウトリーチに関する研究 (3)地域における精神疾患患者の家族支援に関する研究 (4)精神疾患患者のセルフケア能力向上を図る看護援助方法に関する研究</p>
<p>【13 菅野久美】 疾患や外傷などにより生体侵襲を受けた人やその家族の発達課題・生活過程などの特性を踏まえ、さまざまな健康レベルや病期に応じた看護実践を開発・検証する。</p>	<p>(1)周術期・クリティカルケアの実践に関する研究 (2)シミュレーション教育プログラム開発に関する研究 (3)がん薬物療法を受ける患者の心身緊張緩和に関する研究</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻(D)

6.長期履修制度を活用した場合の修業年限について、標準修業年限よりも1年延長した4年としているが、例えば、修士課程を修了して専門看護師として臨床で活躍する者など、本課程で入力を想定している社会人がより就学しやすい環境を構築することに寄与するため、より長期の設定も検討することが望ましい。

(対応)

近年(平成26年以降 CNS コースを除く研究コース 50名)、修士課程修了・在籍者の長期履修生の利用は下表のようになっております。

項目	n(%)
適応者	32名(64.0%)
申請時期 入学前・時	19名(59.4%)
1年次2月末日まで	13名(40.6%)
長期履修期間超え修了	3名(9.4%)

修士課程において長期履修制度を活用している学生の殆どが3年(標準修業年限×1.5倍)の長期履修期間内に修了していることから、博士後期課程における長期履修制度の適応修業年限は標準修業年限の1.5倍の期間の5年(3年×1.5倍=4.5年)と設定するのが妥当を判断し、長期履修期間を5年間に修正いたしました。また、修士課程では、長期履修制度申請者のうち約4割が研究活動に入る1年次年度末に申請していることから、博士後期課程においても修士課程同時期に申請する学生がいることが想定できることから、長期履修期間申請時期を2年次年度末まで延長することとし、補正対応いたします。

「表3」を「表3-1」に変更し、3年次から長期履修適応し4年間在籍した場合の年次納付金と、「表3-2」を追加し5年間在籍した場合の申請時期と各年次における納付金を追記しました。

(新旧対照表)設置の趣旨を記載した書類(20頁)

新	旧
VI.大学院設置基準第14条による教育方法の実施 1.修業年限 博士後期課程の修業年数は3年であるが、……(中略)……長期履修制度を導入する。申請により長期履修制度の利用許可を受けた学生は、修業年数を5年とすることができる。それまでに必要な単位を修得し、学位論文を完成させなければならない。	VI.大学院設置基準第14条による教育方法の実施 1.修業年限 博士後期課程の修業年数は3年であるが、……(中略)……長期履修制度を導入する。申請により長期履修制度の利用許可を受けた学生は、修業年数を4年とすることができる。それまでに必要な単位を修得し、学位論文を完成させなければならない。

(新旧対照表) 学生確保の見通しを記載した書類(5頁)

新	旧																											
<p>I. 学生確保の見通し</p> <p>3. 学生納付金の考え方</p> <p>2) 長期履修制度の考え方</p> <p>本研究科では、社会人入学生の就業継続を支援するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例に則り、長期履修制度を修士課程と同様に導入する。申請により長期履修制度の許可を得た学生は、修業年数を<u>5</u>年間に延長することが出来る。申請時期は、<u>新入生にあたっては入学手続きまでに、在学生在にあたっては博士後期課程1年次から2年次の各年次の2月末日</u>とすることで、学業と就労の両立を支援する。</p>	<p>I. 学生確保の見通し</p> <p>3. 学生納付金の考え方</p> <p>2) 長期履修制度の考え方</p> <p>本研究科では、社会人入学生の就業継続を支援するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例に則り、長期履修制度を修士課程と同様に導入する。申請により長期履修制度の許可を得た学生は、修業年数を<u>4</u>年間に延長することが出来る。申請時期は、<u>入学時と1年次年度末</u>とすることで、学業と就労の両立を支援する。</p>																											
<p>表3-1 長期履修制度を適応し4年間に在籍した場合の年次納付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適応開始時期</th> <th>積算根拠</th> <th>年間納入額(半期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年次～</td> <td>通常の年額授業料×3年÷4年</td> <td>401,850円(200,925円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年次～</td> <td>(1年次)通常の年額授業料</td> <td>535,800円(267,900円)</td> </tr> <tr> <td>(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷3年</td> <td>357,200円(178,600円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3年次～</td> <td>(1・2年次)通常の年額授業料</td> <td>535,800円(267,900円)</td> </tr> <tr> <td>(3年次以降) 通常の年額授業料×1年÷2年</td> <td>267,900円(133,950円)</td> </tr> </tbody> </table>	適応開始時期	積算根拠	年間納入額(半期)	1年次～	通常の年額授業料×3年÷4年	401,850円(200,925円)	2年次～	(1年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)	(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷3年	357,200円(178,600円)	3年次～	(1・2年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)	(3年次以降) 通常の年額授業料×1年÷2年	267,900円(133,950円)	<p>表3 長期履修制度を適応した場合の年次納付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適応開始時期</th> <th>積算根拠</th> <th>年間納入額(半期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年次～</td> <td>通常の年額授業料×3年÷4年</td> <td>401,850円(200,925円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年次～</td> <td>(1年次)通常の年額授業料</td> <td>535,800円(267,900円)</td> </tr> <tr> <td>(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷3年</td> <td>357,200円(178,600円)</td> </tr> </tbody> </table>	適応開始時期	積算根拠	年間納入額(半期)	1年次～	通常の年額授業料×3年÷4年	401,850円(200,925円)	2年次～	(1年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)	(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷3年	357,200円(178,600円)
適応開始時期	積算根拠	年間納入額(半期)																										
1年次～	通常の年額授業料×3年÷4年	401,850円(200,925円)																										
2年次～	(1年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)																										
	(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷3年	357,200円(178,600円)																										
3年次～	(1・2年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)																										
	(3年次以降) 通常の年額授業料×1年÷2年	267,900円(133,950円)																										
適応開始時期	積算根拠	年間納入額(半期)																										
1年次～	通常の年額授業料×3年÷4年	401,850円(200,925円)																										
2年次～	(1年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)																										
	(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷3年	357,200円(178,600円)																										
<p>表3-2 長期履修制度を適応し5年間に在籍した場合の年次納付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適応開始時期</th> <th>積算根拠</th> <th>年間納入額(半期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年次～</td> <td>通常の年額授業料×3年÷5年</td> <td>321,480円(160,740円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年次～</td> <td>(1年次)通常の年額授業料</td> <td>535,800円(267,900円)</td> </tr> <tr> <td>(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷4年</td> <td>267,900円(133,950円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3年次～</td> <td>(1・2年次)通常の年額授業料</td> <td>535,800円(267,900円)</td> </tr> <tr> <td>(3年次以降) 通常の年額授業料×1年÷3年</td> <td>178,600円(89,300円)</td> </tr> </tbody> </table>	適応開始時期	積算根拠	年間納入額(半期)	1年次～	通常の年額授業料×3年÷5年	321,480円(160,740円)	2年次～	(1年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)	(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷4年	267,900円(133,950円)	3年次～	(1・2年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)	(3年次以降) 通常の年額授業料×1年÷3年	178,600円(89,300円)												
適応開始時期	積算根拠	年間納入額(半期)																										
1年次～	通常の年額授業料×3年÷5年	321,480円(160,740円)																										
2年次～	(1年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)																										
	(2年次以降) 通常の年額授業料×2年÷4年	267,900円(133,950円)																										
3年次～	(1・2年次)通常の年額授業料	535,800円(267,900円)																										
	(3年次以降) 通常の年額授業料×1年÷3年	178,600円(89,300円)																										

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻(D)

7. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。

(対応)

公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報を追加した(下記「10) 学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報」)。当該情報については、大学ホームページ(<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/index.php>)に掲載し、適切に公表します。

(説明)

大学院が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、公正かつ透明性の高い大学運営と教育研究等の質を向上させるためには、大学院の諸活動について積極的に公表することが重要です。

このことについては、学校教育法等の法令の趣旨や、大学の情報提供に関する平成17年1月28日の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において「例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。」との提言がなされています。

そこで、本学においては、「XIII. 情報の公開」(設置の趣旨等を記載した書類p28)でも述べたとおり、福島県立医科大学ホームページ(<https://fmu.ac.jp>)、広報紙の発行を通じて広く社会に情報を発信しています。大学ホームページには、大学と各学部・大学院の紹介のほかに、各種センターや附属病院の情報も掲載している。また、学校教育法施行規則第172条の2に掲げる教育活動等の状況についても、以下のように、ホームページで公開しています。

審査意見で指摘のあった、学校教育法施行規則第七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報に関しても、ホームページ等で広く周知を図ることで学位論文の評価の客観性及び厳格性を確保する観点から、審査意見に従い、公表する情報として挙げられている項目に追加しました。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

(1) 大学の理念

<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/rinen.html>

(2) 3つの方針

[https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three\\_policy/index.html](https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/index.html)

2) 教育研究上の基本組織に関すること

(1) 教育研究組織概要図

<https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html>

- 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - (1) 教員データベース、学術成果リポジトリ及び業績集  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>
- 4) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - (1) 教育理念・教育目標・アドミッション・ポリシー
    - ①看護学研究科(修士課程):  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/kango/rinen.html>
    - ②看護学部:  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/kangol/rinen.html>
  - (2) 学生数  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>
  - (3) 看護学部 保健師・助産師・看護師国家試験の合格状況  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - (1) カリキュラム・ポリシー
    - ①看護学研究科(修士課程):  
[https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three\\_policy/gra\\_nurs\\_m.html](https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/gra_nurs_m.html)
    - ②看護学部:  
[https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three\\_policy/nurs.html](https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/nurs.html)
  - (2) キャンパスカレンダー及びシラバス  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/calender.html>
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
  - (1) ディプロマ・ポリシー
    - ①看護学研究科(修士課程):  
[https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three\\_policy/gra\\_nurs\\_m.html](https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/gra_nurs_m.html)
    - ②看護学部:  
[https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three\\_policy/nurs.html](https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/nurs.html)
  - (2) 福島県立医科大学看護学部履修規程  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html>
- 7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - (1) 所在地・交通アクセス  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/access.html>
  - (2) 施設の概要  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/gaiyo.html>
  - (3) 学内マップ  
<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/campusmap.html>
- 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

(1) 入学料・授業料等

<https://www.fmu.ac.jp/univ/nyugaku/nyugaku.html>

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(1) 大学健康管理センター

<https://www.fmu.ac.jp/cms/kenkou/index.html>

(2) ハラスメント対策

<https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/harassment/index.html>

10) 学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報

(1) 学位論文評価基準

<https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/index.php>

11) その他

(1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

①看護学部：

<https://www.fmu.ac.jp/univ/kangol/curricu.html>

(2) 学則等各種規程

<https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/kitei.html>

また、法定公開情報（組織、業務計画と評価、財務に関する情報等）においても大学ホームページ (<https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html>) において公開しています。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (29頁～31頁)

新	旧
<p>XIII. 情報の公開</p> <p>1. 大学としての情報公開</p> <p>本学では、学校教育法第113条の趣旨に則り、福島県立医科大学ホームページ (<a href="https://fmu.ac.jp">https://fmu.ac.jp</a>)、広報紙の発行を通じて広く社会に情報を発信している。大学ホームページには、大学と各学部・大学院の紹介のほかに、各種センターや附属病院の情報も掲載している。</p> <p>また、学校教育法施行規則第172条の2に掲げる以下の教育活動等の状況についてもホームページ</p> <hr/> <p>で公開している。</p> <p>1) 大学の教育研究上の目的に関すること</p> <p>(1) 大学の理念</p> <p><a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/</a></p>	<p>XIII. 情報の公開</p> <p>1. 大学としての情報公開</p> <p>本学では、学校教育法第113条の趣旨に則り、福島県立医科大学ホームページ (<a href="https://fmu.ac.jp">https://fmu.ac.jp</a>)、広報紙の発行を通じて広く社会に情報を発信している。大学ホームページには、大学と各学部・大学院の紹介のほかに、各種センターや附属病院の情報も掲載している。</p> <p>また、学校教育法施行規則第172条の2に掲げる以下の教育活動等の状況についてもホームページ</p> <p>(<a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html</a>) で公開している。</p> <p>① 大学の教育研究上の目的に関すること</p> <p>(追加)</p>

<p><a href="#">rinen.html</a>  <a href="#">トップ&gt;大学紹介&gt;福島県立医科大学の理念</a>  <a href="#">(2) 3つの方針</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/index.html</a>  <a href="#">トップ&gt;大学紹介&gt;福島県立医科大学の3つの方針</a>  <a href="#">2) 教育研究上の基本組織に関すること</a>  <a href="#">(1) 教育研究組織概要図</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html</a>  <a href="#">トップ&gt;法人情報</a></p> <p><a href="#">3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</a>  <a href="#">(1) 教員データベース、学術成果リポートリ及び業績集</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html</a>  <a href="#">トップ&gt;教育情報</a></p> <p><a href="#">4) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</a>  <a href="#">(1) 教育理念・教育目標・アドミSSION・ポリシー</a>  <a href="#">①看護学研究科(修士課程)：</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/kango/rinen.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/kango/rinen.html</a>  <a href="#">トップ&gt;大学院看護学研究科 &gt; 概要・教育目標・アドミSSION・ポリシー</a>  <a href="#">②看護学部：</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kangol/rinen.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kangol/rinen.html</a>  <a href="#">トップ&gt;看護学部 &gt; 看護学部の教育理</a></p>	<p><a href="#">② 教育研究上の基本組織に関すること</a>  (追加)</p> <p><a href="#">③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること</a>  (追加)</p> <p><a href="#">④ 入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること</a>  (追加)</p>
--	---

<p>念</p> <p><u>(2) 学生数</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html</a>  <a href="#">トップ&gt;教育情報</a></p> <p><u>(3) 看護学部 保健師・助産師・看護師  国家試験の合格状況</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html</a>  <a href="#">トップ&gt;教育情報</a></p> <p><u>5) 授業科目、授業の方法及び内容並び  に年間の授業の計画に関する事</u></p> <p><u>(1) カリキュラム・ポリシー</u></p> <p><u>①看護学研究科(修士課程)：</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/gra_nurs_m.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/gra_nurs_m.html</a>  <a href="#">トップ&gt;大学紹介 &gt; 福島県立医科大学  の3つの方針 &gt; 大学院看護学研究科(修  士課程)</a></p> <p><u>②看護学部：</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/nurs.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/nurs.html</a>  <a href="#">トップ&gt;大学紹介&gt;福島県立医科大学  の3つの方針&gt;看護学部</a></p> <p><u>(2) キャンパスカレンダー及びシラバ  ス</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/calender.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/calender.html</a>  <a href="#">トップ&gt;学生・教職員(卒業生)の方へ  &gt;キャンパスカレンダー</a></p> <p><u>6) 学修の成果に係る評価及び卒業又  は修了の認定に当たっての基準に関す  ること</u></p> <p><u>(1) ディプロマ・ポリシー</u></p> <p><u>①看護学研究科(修士課程)：</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/gra_nurs_m.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/gra_nurs_m.html</a></p>	<p><u>⑤ 授業科目、授業の方法および内容並  びに年間の授業の計画に関する事</u>  (追加)</p> <p><u>⑥ 学修の成果に係る評価および卒業又  は修了の認定に当たっての基準に関す  ること</u>  (追加)</p>
--	--

<p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">大学紹介</a> &gt; <a href="#">福島県立医科大学の3つの方針</a> &gt; <a href="#">大学院看護学研究科(修士課程)</a></p> <p>②看護学部：  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/nurs.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/three_policy/nurs.html</a></p> <p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">大学紹介</a>&gt;<a href="#">福島県立医科大学の3つの方針</a>&gt;<a href="#">看護学部</a></p> <p>(2) <a href="#">福島県立医科大学看護学部履修規程</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kyouiku/index.html</a></p> <p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">教育情報</a></p> <p>7) <a href="#">校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</a></p> <p>(1) <a href="#">所在地・交通アクセス</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/access.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/access.html</a></p> <p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">大学紹介</a>&gt;<a href="#">所在地・交通アクセス</a></p> <p>(2) <a href="#">施設の概要</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/gaiyo.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/gaiyo.html</a></p> <p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">大学紹介</a>&gt;<a href="#">施設の概要</a></p> <p>(3) <a href="#">学内マップ</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/campusmap.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/campusmap.html</a></p> <p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">大学紹介</a>&gt;<a href="#">学内マップ</a></p> <p>8) <a href="#">授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</a></p> <p>(1) <a href="#">入学料・授業料等</a>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/nyugaku/nyugaku.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/nyugaku/nyugaku.html</a></p> <p><a href="#">トップ</a>&gt;<a href="#">入学希望のみなさまへ</a>&gt;<a href="#">入試情報(学部)</a></p> <p>9) <a href="#">大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ</a></p>	<p>⑦ <a href="#">校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること</a> (追加)</p> <p>⑧ <a href="#">授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</a> (追加)</p> <p>⑨ <a href="#">大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関するこ</a></p>
---	--

<p>と</p> <p><u>(1) 大学健康管理センター</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/cms/kenkou/index_html">https://www.fmu.ac.jp/cms/kenkou/index_html</a>  <u>トップ&gt;各種センター・施設</u></p> <p><u>(2) ハラスメント対策</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/harassment/index.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/gakunai/harassment/index.html</a>  <u>トップ&gt;学生・教職員（卒業生）の方へ</u>  <u>&gt;ハラスメント対策</u></p> <p>10) <u>学位論文に係る評価に当たっての基準</u>  <u>についての情報</u></p> <p><u>(1) 学位論文評価基準</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/index.php">https://www.fmu.ac.jp/univ/daigakuin/index.php</a>  <u>トップ&gt;大学院</u></p> <p>11) <u>その他</u></p> <p><u>(1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報</u></p> <p><u>①看護学部：</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/kangol/curricu.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/kangol/curricu.html</a>  <u>トップ&gt;看護学部 &gt; カリキュラムの特徴</u></p> <p><u>(2) 学則等各種規程</u>  <a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/kitei.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/kitei.html</a>  <u>トップ&gt;法人規定</u></p> <p><u>また、法定公開情報（組織、業務計画と評価、財務に関する情報等）においても</u>  <u>大学ホームページ</u>  （<a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html</a>）において公開している。</p>	<p>こと</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>⑩ <u>その他</u>  <u>(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報)</u>  (追加)</p> <p>法定公開情報（組織、業務計画と評価、財務に関する情報等）においても大学ホームページ  （<a href="https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html">https://www.fmu.ac.jp/univ/houjin/info.html</a>）において公開している。</p>
---	---